

田原本町こども計画（案）

令和8年〇月

田原本町

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
6 前提となる法・大綱の概要	5
(1) こども基本法の概要	5
(2) こども大綱の概要	6
7 総合計画における方向性	8
第2章 田原本町のこども・若者を取り巻く現状	9
1 統計からみる現状	9
(1) 人口の推移	9
(2) 転出・転入の状況	10
(3) 外国人人口の推移	10
(4) 世帯の状況	11
(5) 出生・婚姻の状況	12
(6) 児童相談件数の状況	13
(7) こどもの人口	14
(8) 保育園・幼稚園	15
(9) 小学校・中学校	16
(10) 生活の状況（保護者）	17
2 こどもアンケート結果からみる現状	25
(1) アンケートの実施概要	25
(2) こどもアンケート結果	25
3 住民協議会からみる若者の意見	46
(1) 住民協議会の目的・役割	46
(2) 協議内容・意見	47
(3) 住民アンケートの結果	47
第3章 こども計画の方向性	60
1 目指す姿	60
2 計画推進の視点	60

3 基本目標	61
4 数値目標	63
第4章 こども計画の具体的な施策	64
1 現状と課題	64
2 施策 こども・若者の意見反映（具体的取組）	64
施策1 こどもの「居場所・遊び場」づくり	65
施策2 学びやすい環境（自習・図書・情報）の充実	65
施策3 きれいで気持ちのよいまち（環境美化・マナー）	66
施策4 安全・安心（防犯、見守り、いじめ、夜間環境）	67
施策5 移動のしやすさ（交通安全・公共交通）	67
施策6 学校生活・地域クラブ等のわかりやすさ向上	68
施策7 こどもの声が届く仕組み（参画とフィードバック）	69
関連事業	70
第5章 計画の推進体制	73
1 連携による推進	73
（1）計画推進にあたってのこども・若者の意見の反映	73
（2）住民及び関係団体等との連携	73
（3）奈良県や近隣自治体との連携	73
2 計画の推進体制	73
資料編	75
1 計画の策定経過	76
2 田原本町子ども・子育て会議条例	78

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」「児童」「生徒」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

（1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名 等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の基本事項

1 策定の趣旨

田原本町（以下「本町」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「田原本町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期田原本町子ども・子育て支援事業計画」を、令和7年3月には「第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関する様々な事業を推進してきました。

「田原本町こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本町の全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置づけます。
なお、本計画は上位計画である田原本町総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定します。

■「こども基本法」抜粋

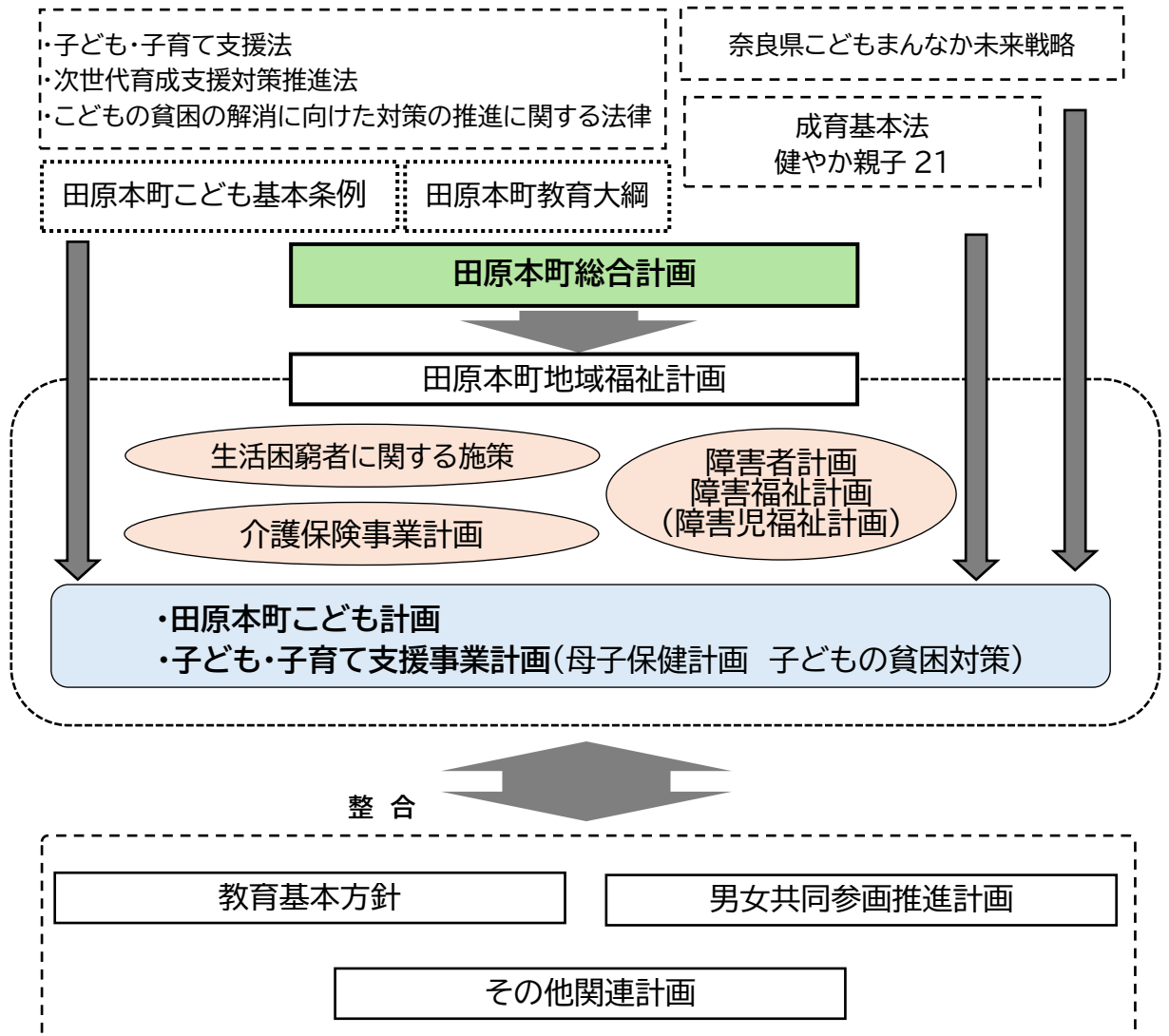
（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■計画の位置づけイメージ

【諸計画の関係】



3 計画の期間

本計画の期間は令和８年度から令和１１年度までの４年間とし、第３期子ども・子育て支援計画と終期を合わせ、また、次期では、第２期こども計画と第４期子ども・子育て支援計画を総合的な計画として策定していきます。なお、社会情勢、国・県の制度改正及び本町の上位・関連計画の改定状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第4次田原本町	総合計画	第5次田原本町	総合計画		
第3期子ども・	子育て支援事業	計画			
	こども計画				田原本町 こども計画

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」及び「こども大綱」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね 39 歳までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては年齢で一律に区分せず、必要な支援が途切れることのないよう取り組みます。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※旧子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期とは青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満とされています。

5 計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取機会を設け、具体的施策や取組に反映しています。

計画の内容についてはこども未来課を中心に、関係各課とともに協議し、「田原本町子ども・子育て会議」での審議と、パブリックコメントを実施し策定しました。

・こどもアンケートの実施

対象 田原本町内の小・中学校に通う小学5年生・中学2年生
小学5年生（220名）・中学2年生（229名） 合計 449名
回収数 小学5年生 194件、回収率 88.2%
回収数 中学2年生 189件、回収率 82.5%
全体 383件、回収率 85.3%
実施期間：令和8年1月9日～1月16日
実施方法：学校 GIGA 端末＊を活用した回答

・田原本町第5次総合計画策定に関する住民アンケートの実施

令和9年度からスタートする「第5次総合計画」の策定のため、これまでの第4次計画の取組を評価し、暮らしの満足度を把握するとともに、今後、どのようなまちづくりに重点的に

取り組むべきかについて、アンケート調査を実施。

全住民の中から無作為抽出を行い、選ばれた 2,000 人の中から回答した 800 人のうち、19 歳未満、20 から 39 歳までの若者の回答者 198 名について、結果を利用。

・パブリックコメントの実施

実施期間：令和 8 年 10 月〇日～令和 8 年 11 月〇日

実施方法：計画案を広く住民に公表し、意見を募る。町ホームページで実施。

＊学校 GIGA 端末：すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目的とした、学校の ICT 環境整備計画である「GIGA スクール構想」に基づき、全国の小中学校などの児童・生徒に 1 人 1 台配備されたパソコンやタブレット型端末のこと。

6 前提となる法・大綱の概要

（１）こども基本法の概要

【目的】

日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【基本理念】

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

【市町村こども計画に記載すべき要素】

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めるよう努めるものとしてされており、国のこども大綱は、法第 9 条第 3 項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための

施策

- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

(2) こども大綱の概要

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング*)で生活を送ることができる社会。

*ウェルビーイング：世界保健機構（WHO）では、ウェルビーイングのことを「個人や社会の良い状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な常用によって決定される」としています。

【こども施策に関する基本的な方針】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

【こども施策に関する重要事項】

①ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児*等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）

○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー*への支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）

○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

*医療的ケア児：NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもたちのこと。

*ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のこと。

②ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

③子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- 地域子育て支援、家庭教育支援

- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ひとり親家庭への支援

【こども施策を推進するために必要な事項】

- ①こども・若者の社会参画・意見反映

- ②こども施策の共通の基盤となる取組

- ③施策の推進体制等

7 総合計画における方向性

本町では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「田原本町第4次総合計画後期基本計画」を推進しています。

総合計画は、目指すべき将来の都市像とこれからのまちづくりの基本方針を示す「基本構想」、基本構想で描いた都市像の実現に向けた各分野における施策の方針を示す「基本計画」、基本計画で示された施策の方針に基づいた具体的な事業を示す「実施計画」で構成されます。

基本構想では、目指す都市像を「子どもから高齢者まで 誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち たわらもと」として掲げ、安心してこどもを育てることのできる仕組みをつくり、住民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくする魅力あふれるまちづくりを進めることとしています。

基本計画には「重点戦略」を位置づけており、その考え方は「まちの未来を担う子どもたちが、社会全体で大切に育まれ、健やかに成長できるまちを創ることで、誰もが未来に希望を持ち、幸せを実感し続けることができるようになる」というものです。

本町では、令和9年度から向こう10年間を期間とする第5次総合計画（案）の基本構想において「こども・子育ての希望がかなうまちづくりの推進」を政策に掲げ、町全体でこども・若者や子育て中の保護者等を支援する方針を強く打ち出しています。

第2章 田原本町のこども・若者を取り巻く現状

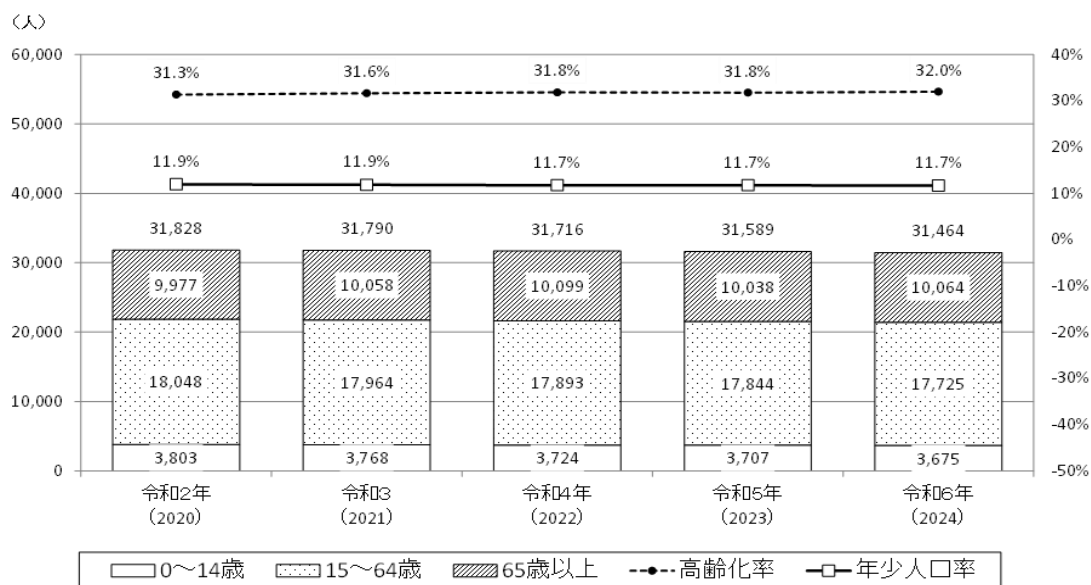
1 統計からみる現状

※引用元 第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画 第2章9ページ～12ページ、17ページ～20ページ

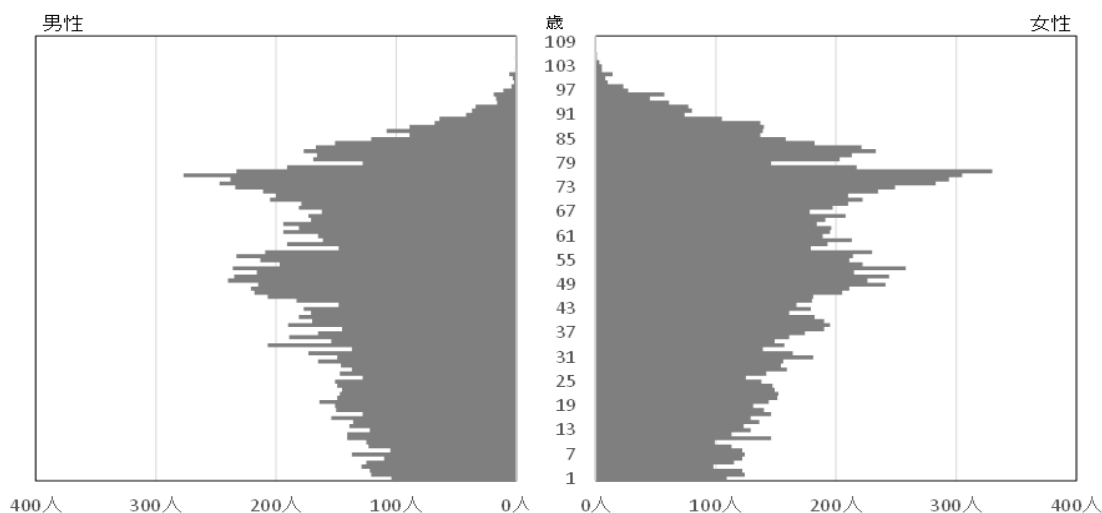
(1) 人口の推移

田原本町の人口は、平成17年まで増加傾向にありましたが、それ以降、減少傾向にあります。令和2年から6年にかけての年齢3区分別人口比率の推移をみると、15歳未満の年少人口比率はほぼ横ばいで推移しており、高齢化率はやや増加傾向にあります。

また、男女各歳別人口（人口ピラミッド）をみると、団塊の世代を含む73～77歳が多くなり、つぼ型となっています。



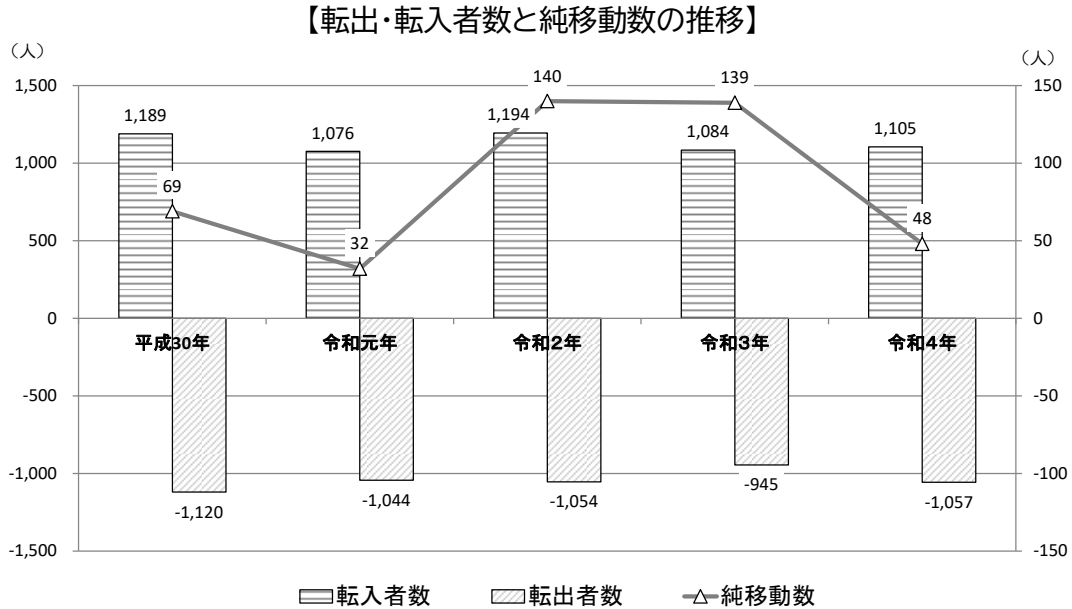
【人口ピラミッド（令和6年）】



資料：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 転出・転入の状況

田原本町の転出・転入の状況をみると、転入者数・転出者数ともに増減を繰り返して推移していますが、一貫して転入者数が転出者数を上回っており、純移動数（転入者数－転出者数）がプラスとなっています。

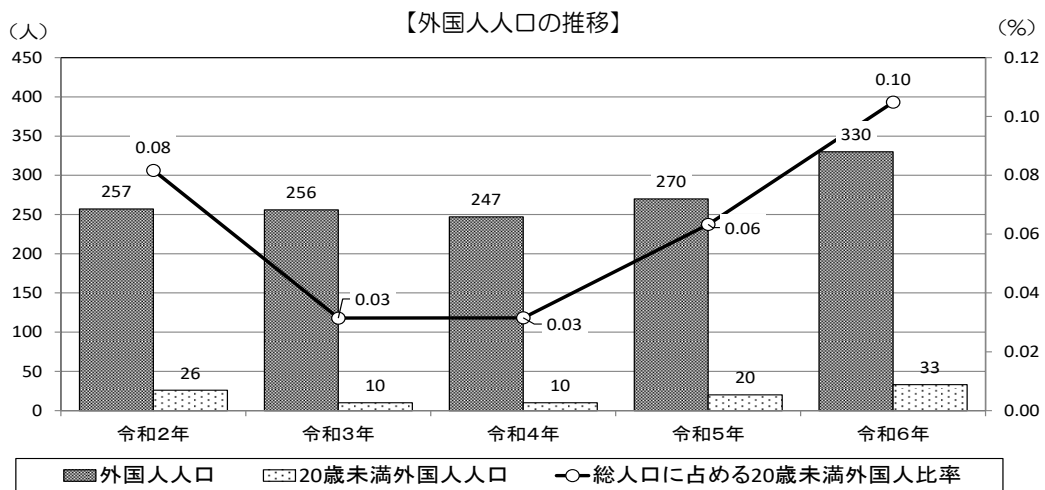


資料：奈良県推計人口調査（各年1月～12月）

(3) 外国人人口の推移

外国人人口についてみると、外国人人口は令和4年に減少していましたが、令和5年から増加しており令和6年は330人となっています。

20歳未満外国人人口は令和3年と令和4年は10人に減少していましたが、令和5年から増加し、令和6年は33人、令和6年1月1日現在の総人口に占める20歳未満外国人人口比率は0.10%となっています。



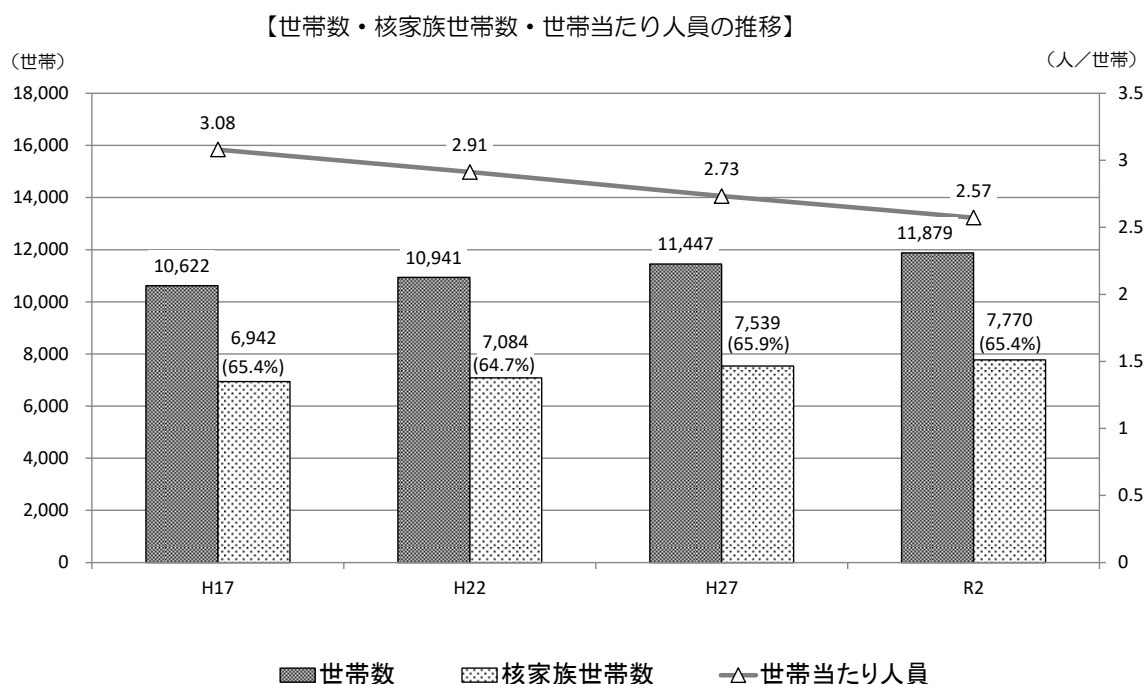
資料：住民基本台帳関係年報（各年1月1日）

(4) 世帯の状況

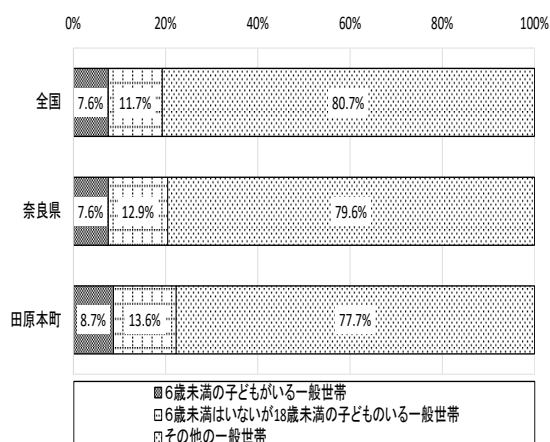
平成 17 年以降、田原本町の人口は減少していますが、世帯数は平成 17 年以降一貫して増加しています。それにより、世帯あたり人員も減少が続いています。

世帯数の増加に合わせて核家族世帯も増加していますが、平成 17 年と令和 2 年を比較すると、核家族世帯が占める割合はほぼ横ばいで推移しています。

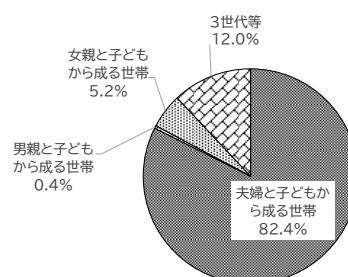
6 歳未満のいる世帯についてみると、全国や奈良県と比較して割合としては高くなっています。また、6 歳未満のいる世帯の世帯構造は、夫婦と子どもから成る世帯が多くを占めており、3 世代世帯等は 12.0%となっています。



【6 歳未満・18 歳未満のいる世帯比率】



【6 歳未満のいる世帯の世帯構造】



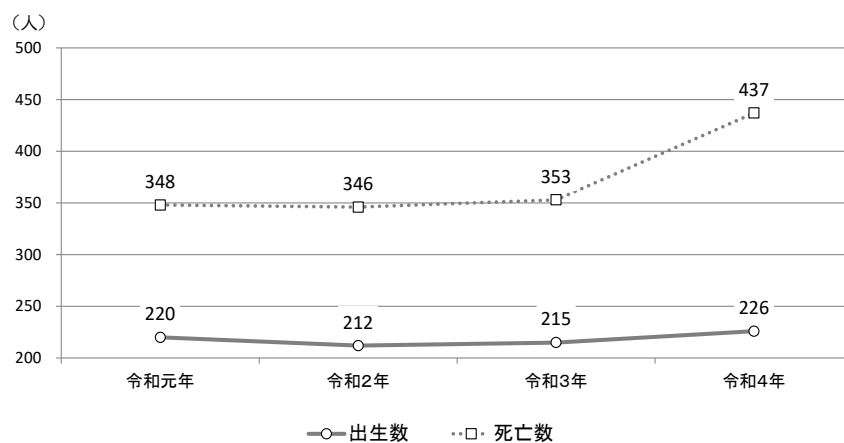
資料：国勢調査（令和 2 年）

（５）出生・婚姻の状況

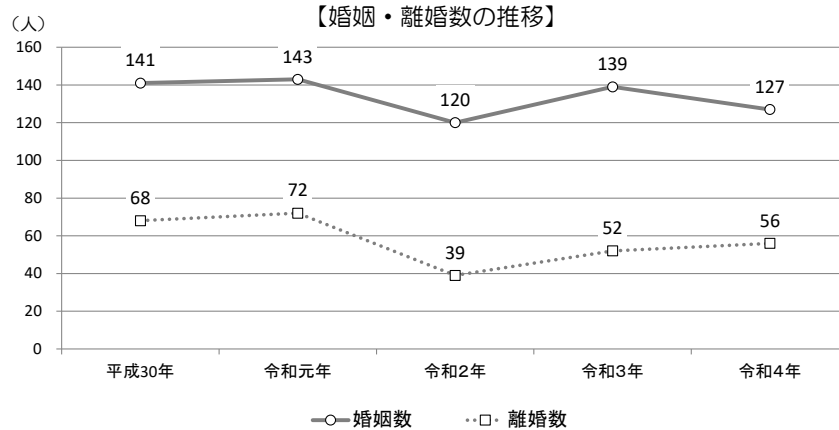
田原本町の出生数は、増減はあるものの令和２年以降やや増加傾向で推移しています。死亡数は令和３年まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和４年に増加しています。

また、婚姻数と離婚数についてみると、どちらも増減を繰り返して推移しています。

【出生・死亡数の推移】



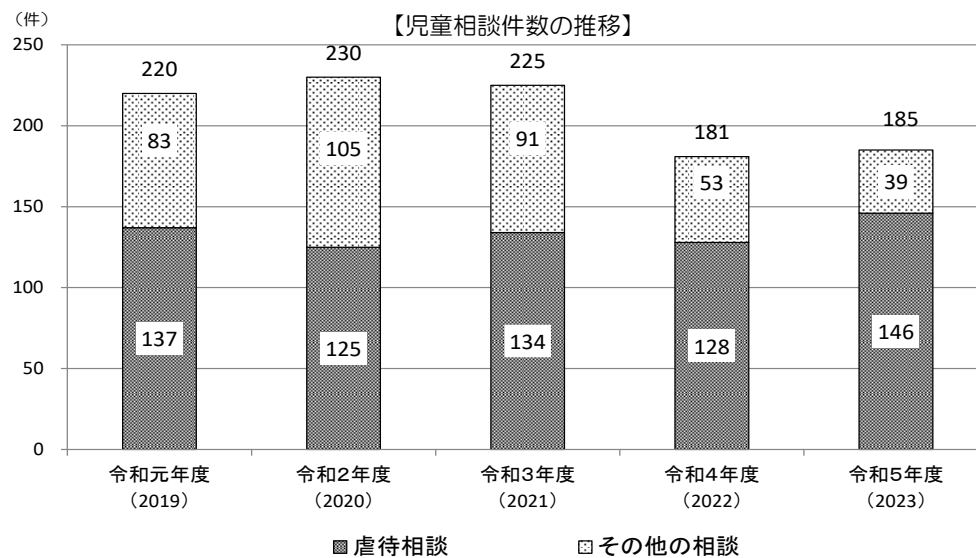
【婚姻・離婚数の推移】



資料：奈良県人口動態統計

(6) 児童相談件数の状況

虐待相談とその他の相談を合わせた児童相談件数についてみると、相談件数全体の件数は令和4年度以降、やや減少していますが、虐待相談については各年度とも130件前後で推移しています。



新規受理児童の通告経路についてみると、児童相談所とこども未来課が多くなっています。

【新規受理児童の通告経路（件数）】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童相談所	18	25	17	6	21
保健所					2
保健センター					5
こども未来課	10	23	17	7	17
市町村	24	9	4	7	4
医療機関	3	2	2	4	2
警察署	5		10	4	7
保育園	2		4	2	5
幼稚園	1			8	9
小・中・高等学校	17	2	10	5	5
民生委員					
近隣	5	5			
家族	2	8	1	2	
児童本人		1			
その他	1	2	2	4	5
計	88	77	67	49	82

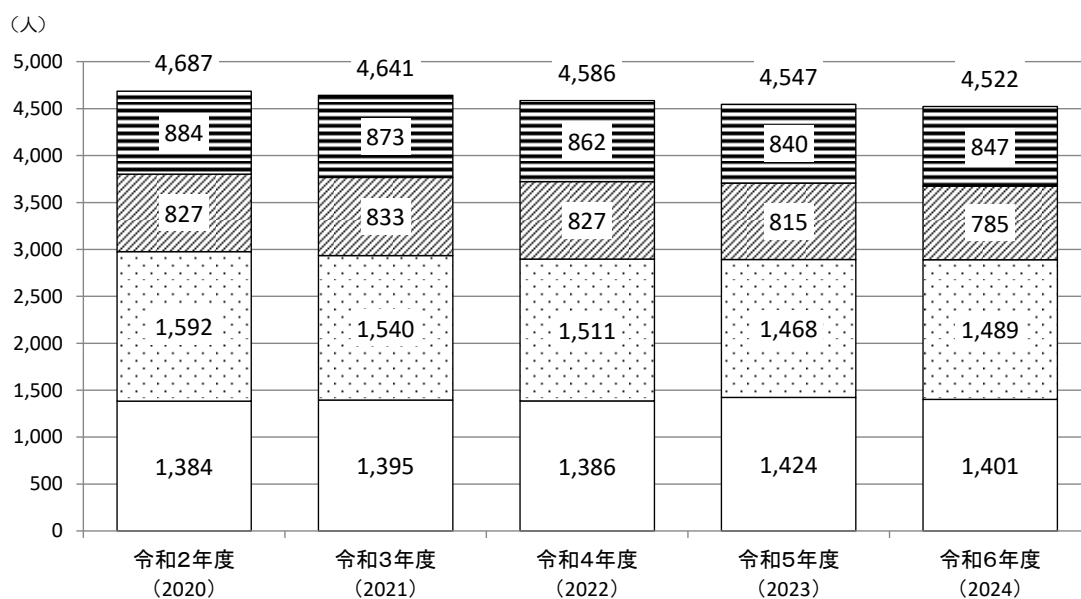
資料： 田原本町虐待統計

(7) こどもの人口

田原本町の18歳未満の子どもの数をみると、令和2年度以降、減少傾向にあり、令和6年度では4,522人となっています。

就学前児童数をみると、令和2年度から令和6年度にかけて増減を繰り返しながらおおむね横ばいで推移し、令和6年度では1,401人となっています。

【18歳未満の子どもの推移】



□ 0～5歳(就学前児童) □ 6～11歳(小学生) ▨ 12～14歳(中学生) ▤ 15～17歳(高校生)

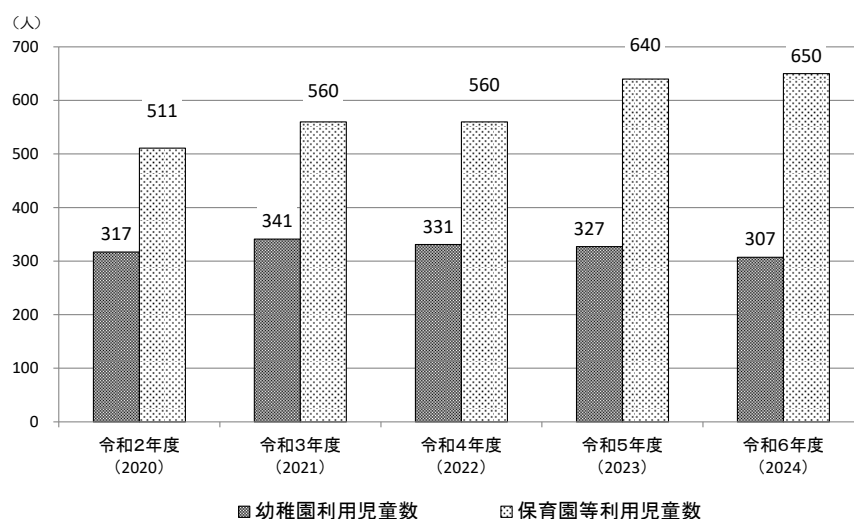
【就学前児童数の推移】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳	203	210	214	237	213
1歳	236	223	218	230	245
2歳	261	231	245	223	244
3歳	227	265	228	244	227
4歳	238	229	261	232	240
5歳	219	237	220	258	232
計	1,384	1,395	1,386	1,424	1,401

資料：住民基本台帳 各年度4月1日

(8) 保育園・幼稚園

令和2年度から令和6年度にかけての田原本町の保育園・幼稚園利用児童数についてみると、幼稚園は令和3年度以降、減少傾向にありますが、保育園等は令和2年度以降、増加傾向にあります。



資料：田原本町（保育園は各年度4月1日、幼稚園は5月1日現在）

【各園での幼稚園利用児童数の推移】（人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
東幼稚園	7				
北幼稚園	39	46	33	30	18
認定こども園 田原本幼稚園	126	143	145	143	140
南幼稚園	57	61	55	53	48
認定こども園 平野幼稚園	88	91	98	101	101
幼稚園利用児童 総計	317	341	331	327	307

資料：田原本町（各年度5月1日現在）

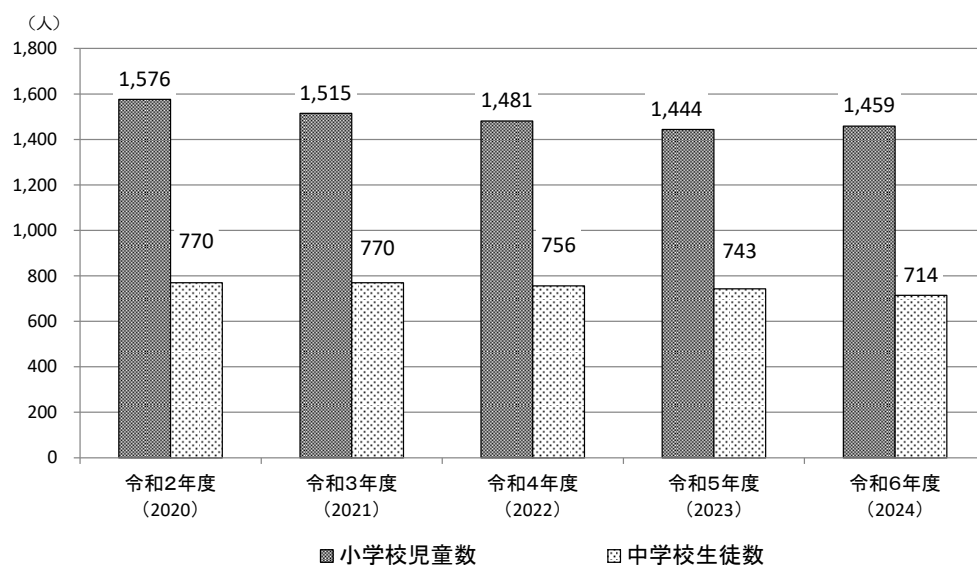
【待機児童数の推移】（人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児	0	1	0	0	1
1・2歳児	2	2	2	1	4
3歳以上児	2	0	0	0	0
合計	4	3	2	1	5

資料：田原本町（各年度4月1日現在）

(9) 小学校・中学校

田原本町における小学校児童数は、令和2年度以降、減少傾向にありましたが、令和5年度まで減少した後、令和6年度は15人増加しています。中学校生徒数は令和2年度から令和6年度にかけて減少しています。



資料：田原本町（各年度5月1日現在）

【町立学校における児童・生徒数・学級数】

■在籍児童・生徒数（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	1,576	1,515	1,481	1,444	1,459
中学校	770	770	756	743	714

○内、特別支援学級在籍者数

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	48	47	53	62	77
中学校	19	21	28	33	36

■通常学級数

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	63	60	57	56	57
中学校	21	21	21	21	20

○特別支援学級数

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	15	12	13	14	16
中学校	6	6	8	7	7

※特別支援学級数は通常学級数と別カウント 資料：田原本町（各年度5月1日現在）

(10) 生活の状況（保護者）

※引用元 第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画 第3章32ページ～「生活状況アンケート（保護者）結果のポイント」

分析にあたっては、以下の3つの指標から、“生活困難層”“非生活困難層”といった類型化を行いました。まず、3つの指標のうち一つでも該当する場合は「生活困難層」として分類し、かつ2つ以上の指標に該当する世帯を「生活困窮層」、1つだけ該当する世帯を「周辺層」としました。どちらにも属さない世帯を「非生活困難層」としています。

“生活困難層”の指標	判別基準
等価世帯年収指標	◆等価世帯年収“127万円未満”の場合、“生活困難層”と判別する ◇世帯年収について無記入の場合、等価世帯年収による判別は不能とする
剥奪指標4項目	◆問 26(子どもにとって必要な環境・モノ 15 項目)のうち、4項目のいずれかが「していない(出来そうにない)」場合、“生活困難層”と判別する
困窮指標8項目	◆問 27(公共料金の支払いに困ることなど経済的に困った経験)の経済的困窮経験8項目について「よくあった」「ときどきあった」が該当した場合、“生活困難層”と判別する

生活困難層	生活困窮層 + 周辺層
生活困窮層	2つ以上の指標に該当
周辺層	いずれか1つの指標に該当
非生活困難層	いずれの指標にも該当しない

	件 数	構成比
生活困難層	41 世帯	32.5%
生活困窮層	14 世帯	11.1%
周辺層	27 世帯	21.4%
非生活困難層	75 世帯	59.5%
不 明	10 世帯	7.9%
計	126 世帯	100.0%

※構成比は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

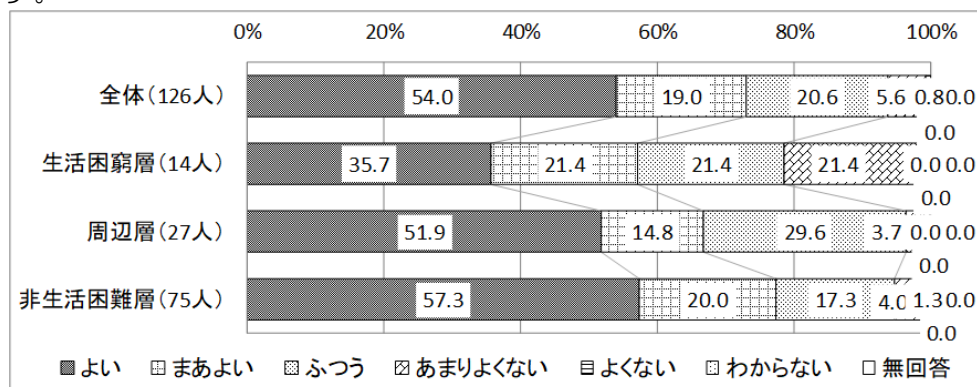
※世帯状況別の集計は回答数が少ない区分を含むため、割合は傾向を把握するための参考値です。

①親の健康状態

(母親)

母親の健康状態については、「よい」が54.0%で最も多く、次いで「ふつう」が20.6%となっています。

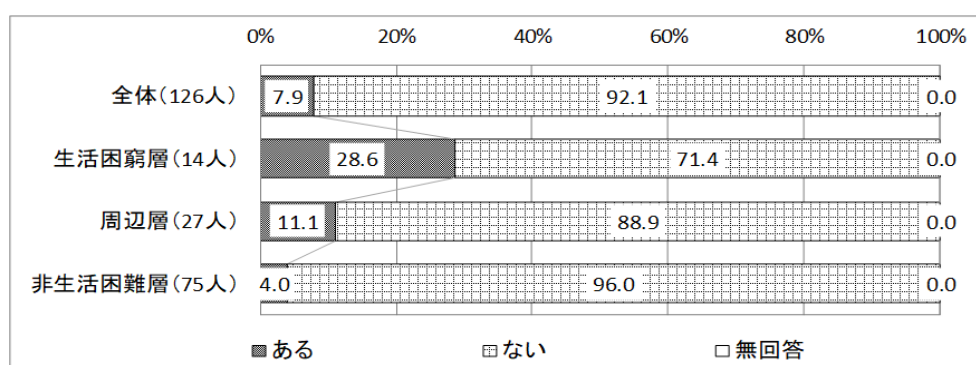
“生活困窮層”では「よい」が35.7%と少ないのに対し、「あまりよくない」が21.4%と“周辺層”“非生活困難層”に比べて多くなっています。



②受診が必要であるのに受診しなかった経験

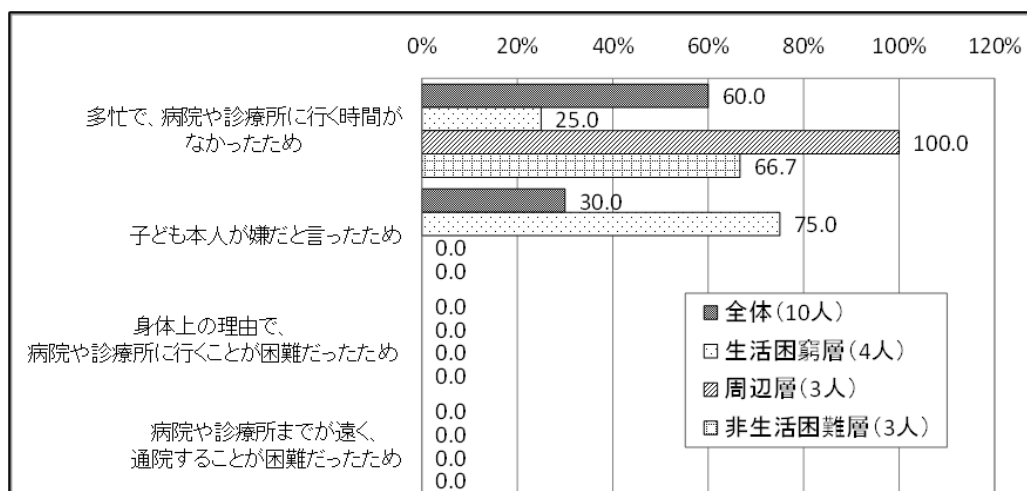
受診が必要であるのに受診しなかった経験については、「ある」が7.9%となっています。

“ある”については、“非生活困難層”が4.0%であるのに対し、“生活困窮層”では28.6%と高くなっています。



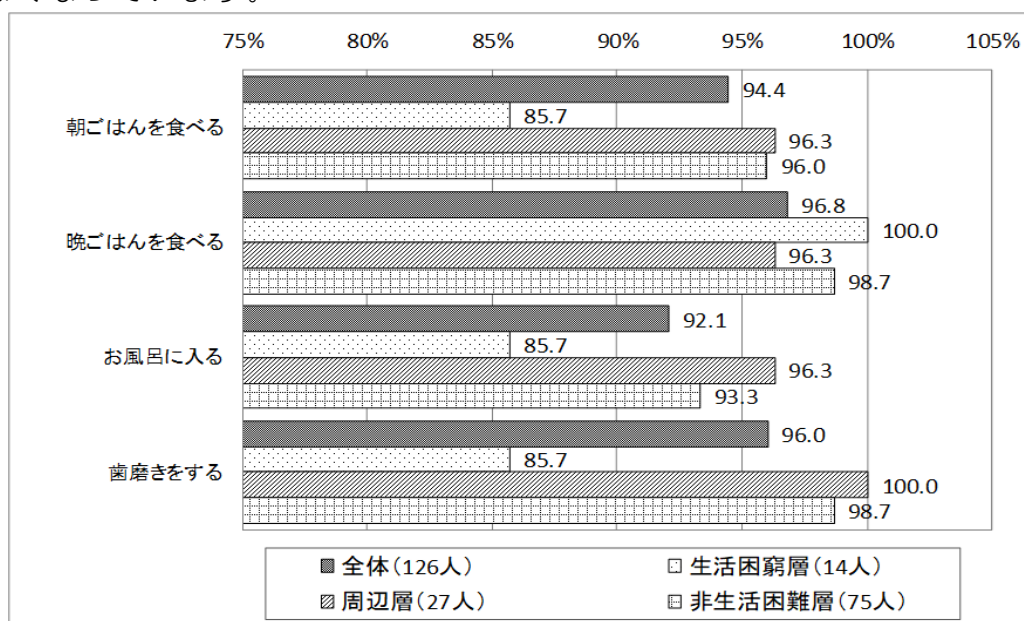
③受診しなかった理由

受診しなかった理由としては、「多忙で、病院や診療所に行く時間がなかったため」が 60.0%で最も多く、次いで「子ども本人が嫌だと言ったため」が 30.0%となっています。



④子どもの基本的な生活習慣の状況

生活習慣の状況についてみると、全項目で「毎日・ほぼ毎日」が9割以上になっています。「毎日・ほぼ毎日」の割合を世帯状況別にみると、“生活困窮層”では「朝ごはんを食べる」、「お風呂に入る」、「歯磨きをする」がやや少なくなっています。

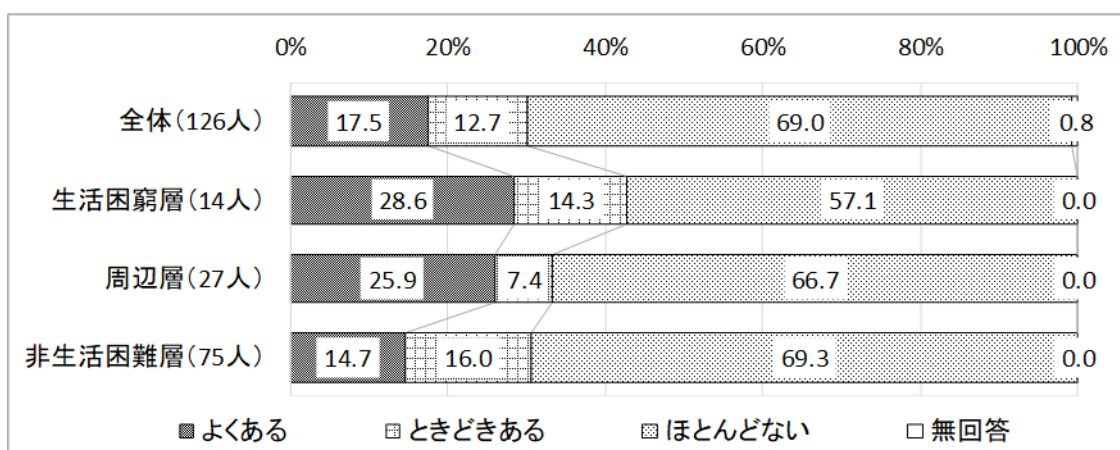


⑤子どもだけの食事

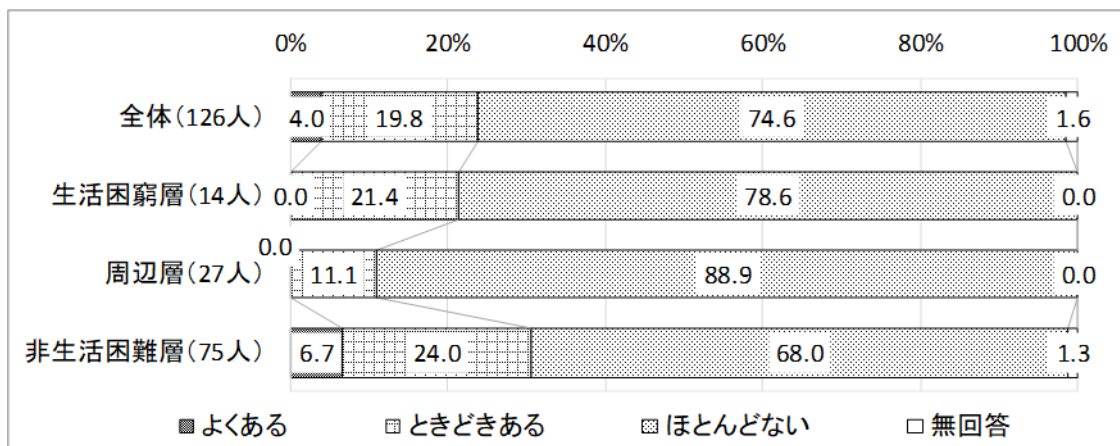
子どもだけの食事についてみると、朝食では「よくある」が 17.5%、「ときどきある」が 12.7%となっています。夕食では「よくある」が 4.0%、「ときどきある」が 19.8%となっています。

“生活困窮層”の朝食では「よくある」が 28.6%とやや多くなっています。

(朝食)

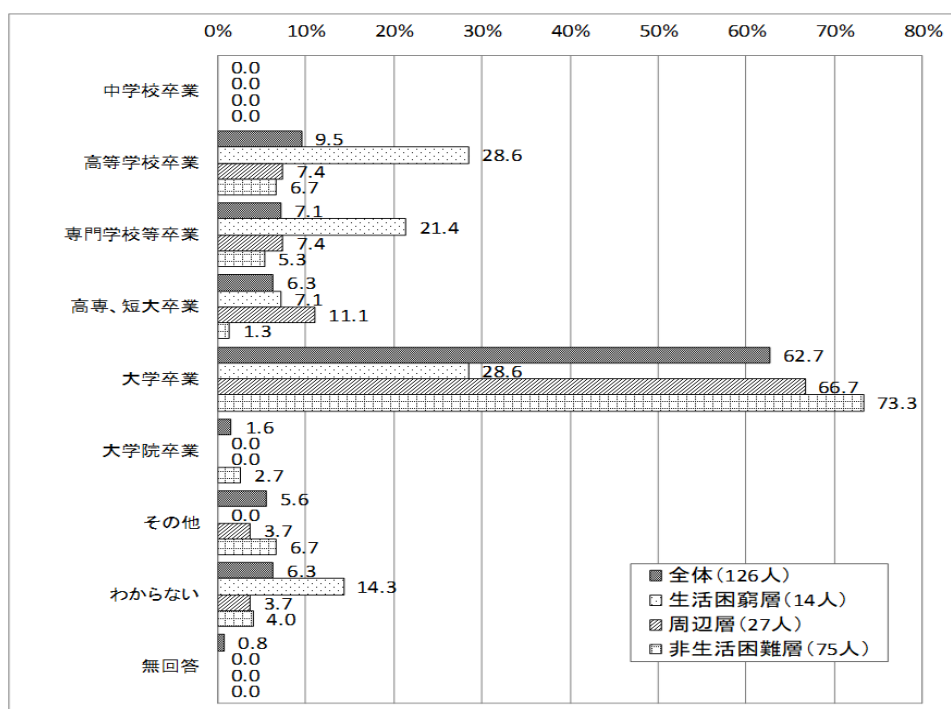


(夕食)



⑥子どもに希望する最終学歴

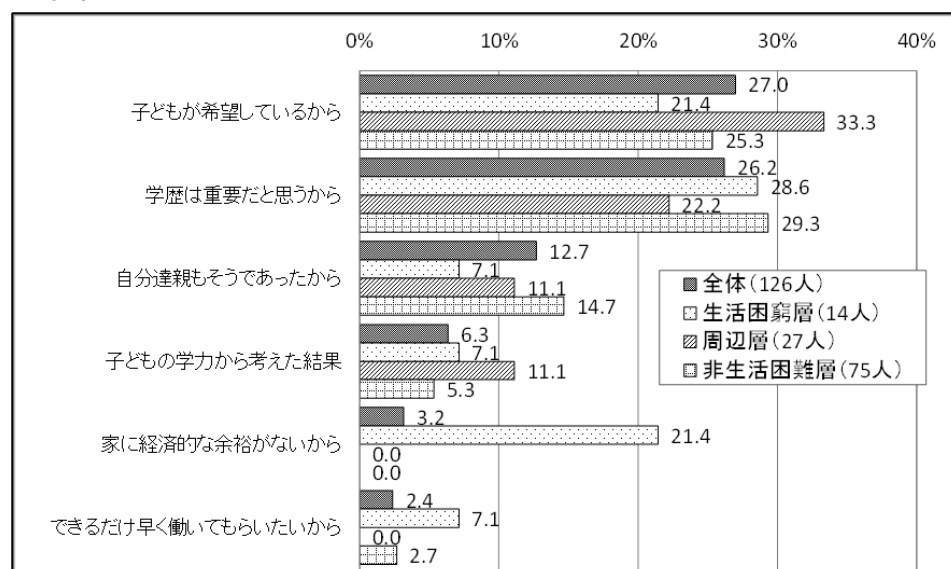
子どもに希望する最終学歴については、“非生活困難層”と“周辺層”では「大学卒業」が6割以上で最も多いのに対し、“生活困窮層”では「高等学校卒業」と「大学卒業」が同割合で最も多くなっています。



⑦希望する最終学歴の理由

希望する最終学歴の理由として、「子どもが希望しているから」が 27.0%で最も多くなっています。

“生活困窮層”では「家に経済的な余裕がないから」が 21.4%と多くなっています。

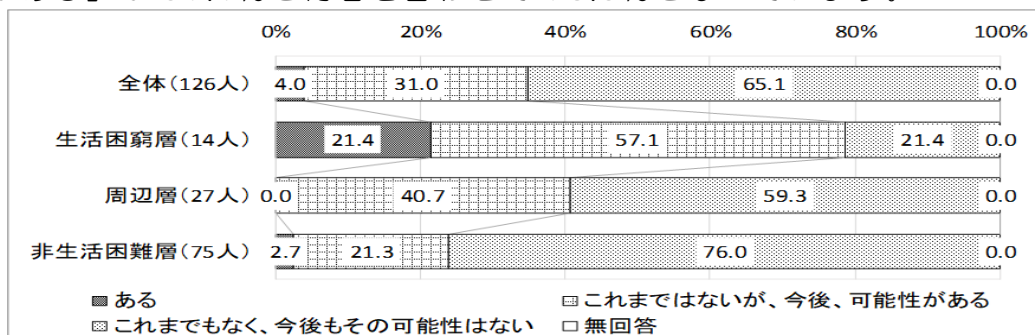


⑧経済的な理由によって進学・就学を断念する可能性

経済的な理由によって進学・就学を断念する可能性については、「これまで

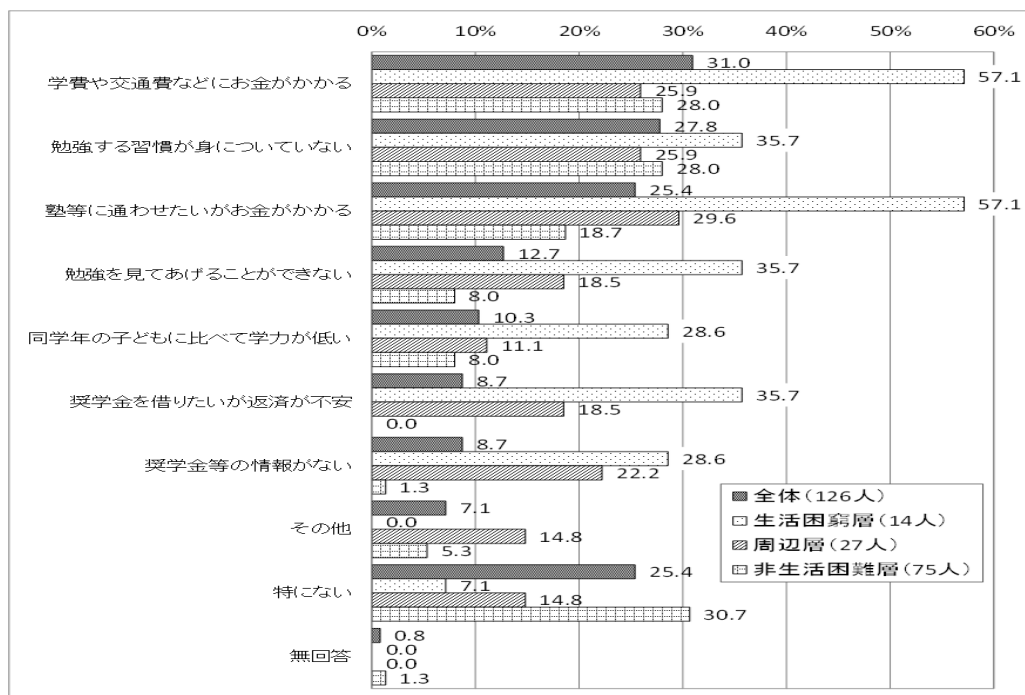
もなく、今後もその可能性はない」が 65.1%で最も多くなっています。
「ある」は 4.0%、「これまではないが、今後、可能性がある」は 31.0%とな
っています。

“生活困窮層”では「ある」が 21.4%、「これまではないが、今後、可能性
がある」が 57.1%と両者を合わせて 78.5%となっています。



⑨教育や進学で心配なこと

子どもの教育や進学で心配なことについては、「学費や交通費などにお金がかかる」が 31.0%で最も多く、次いで「勉強する習慣が身についていない」が 27.8%、「塾等に通わせたいがお金がかかる」が 25.4%となっています。
ほとんどの項目で“生活困窮層”が“周辺層”と“非生活困難層”を上回っていますが、特に「学費や交通費などにお金がかかる」と「塾等に通わせたいがお金がかかる」については 57.1%と半数以上になっています。

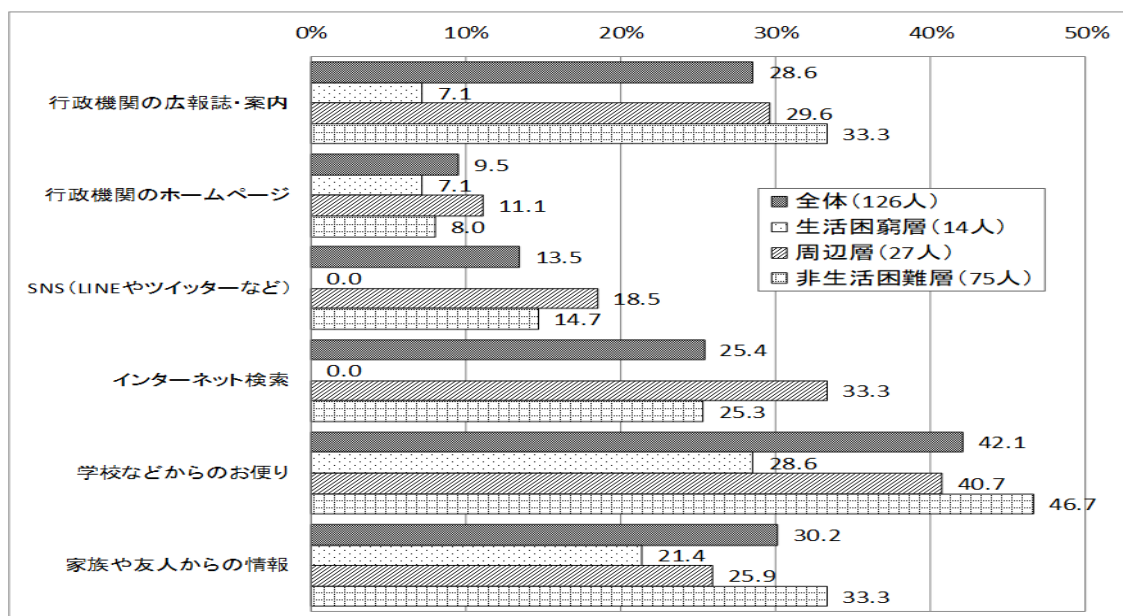


⑩情報を得るための媒体

施策等の情報を得るために参考としている媒体について、「よくある」の割合についてみると、「学校などからのお便り」が42.1%で最も多く、次いで「家族や友人からの情報」が30.2%、「行政機関の広報誌・案内」が28.6%となっています。

「家族や友人からの情報」については、“非生活困難層”に比べ、“生活困窮層”“周辺層”で「よくある」が少なくなっています。

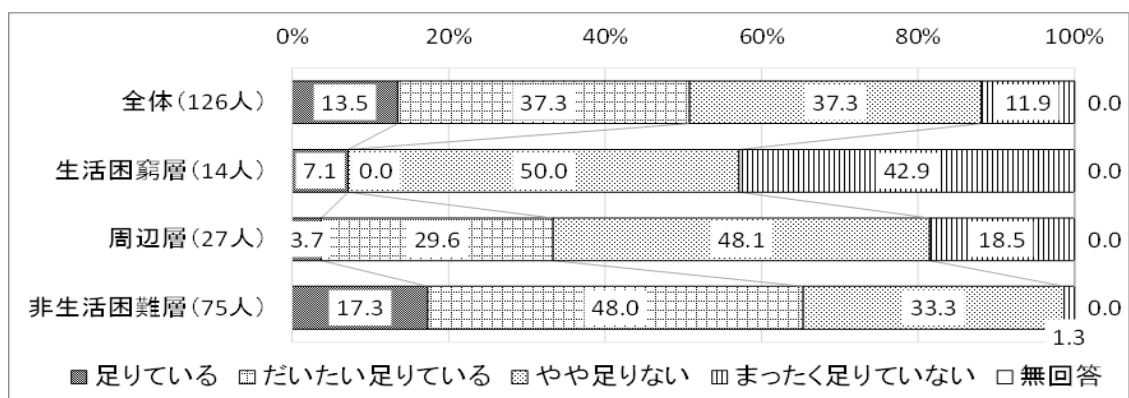
「よくある」割合についてみてみると、“生活困窮層”では、すべての項目で“周辺層”“非生活困難層”に比べて少なく、特に「SNS（LINEやツイッターなど）」と「インターネット検索」は0%、「行政機関の広報誌・案内」は7.1%と“周辺層”“非生活困難層”に比べて20%以上少なくなっています。



⑪世帯年収の充足感

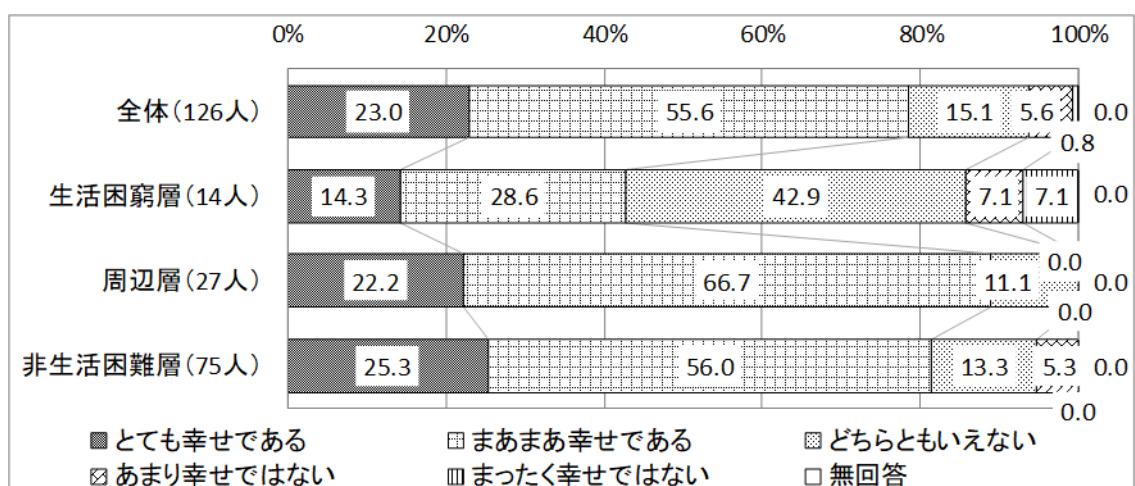
世帯年収が現在の生活に見合っていると思うかについては、「だいたい足りている」と「やや足りない」が共に37.3%で最も多くなっています。

「やや足りない」と「まったく足りていない」を合わせた『足りていない』の割合をみると、“生活困窮層”では92.9%、“周辺層”は66.6%、“非生活困難層”は34.6%となっています。



⑫現在の幸福度

現在の幸福度をみると、「とても幸せである」が 23.0%、「まあまあ幸せである」が 55.6%と両者を合わせた『幸せである』は 78.6%となっています。『幸せである』の割合をみると、“非生活困難層”が 81.3%、“周辺層”が 88.9%であるのに対して、“生活困窮層”は 42.9%となっています。



2 こどもアンケート結果からみる現状

(1) アンケートの実施概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズ、本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯やこども・若者の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

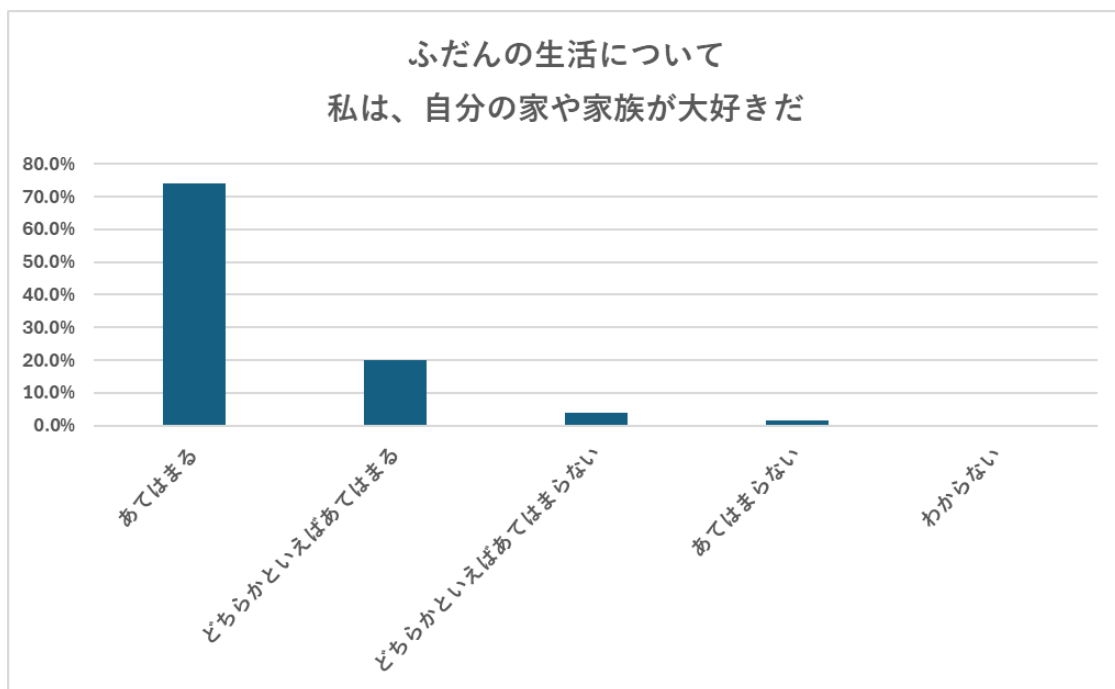
■こどもアンケート実施概要

対 象：田原本町内の小・中学校に通う小学5年生・中学2年生
実施期間：令和8年1月9日から1月16日
実施方法：学校 GIGA 端末を活用した回答
対象者数：小学5年生 220名 中学2年生 229名 計 449名
回収数：小学5年生 194件 回収率 88.2%
 中学2年生 189件 回収率 82.5%
計 383件 回収率 85.3%

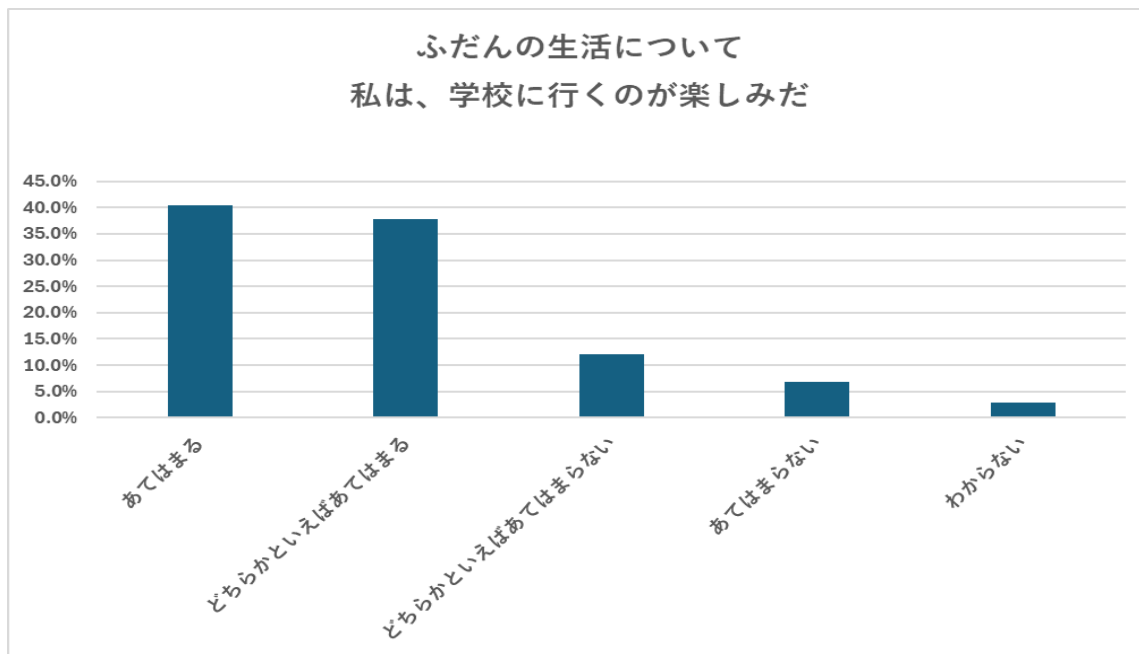
(2) アンケート結果

①ふだんの生活について

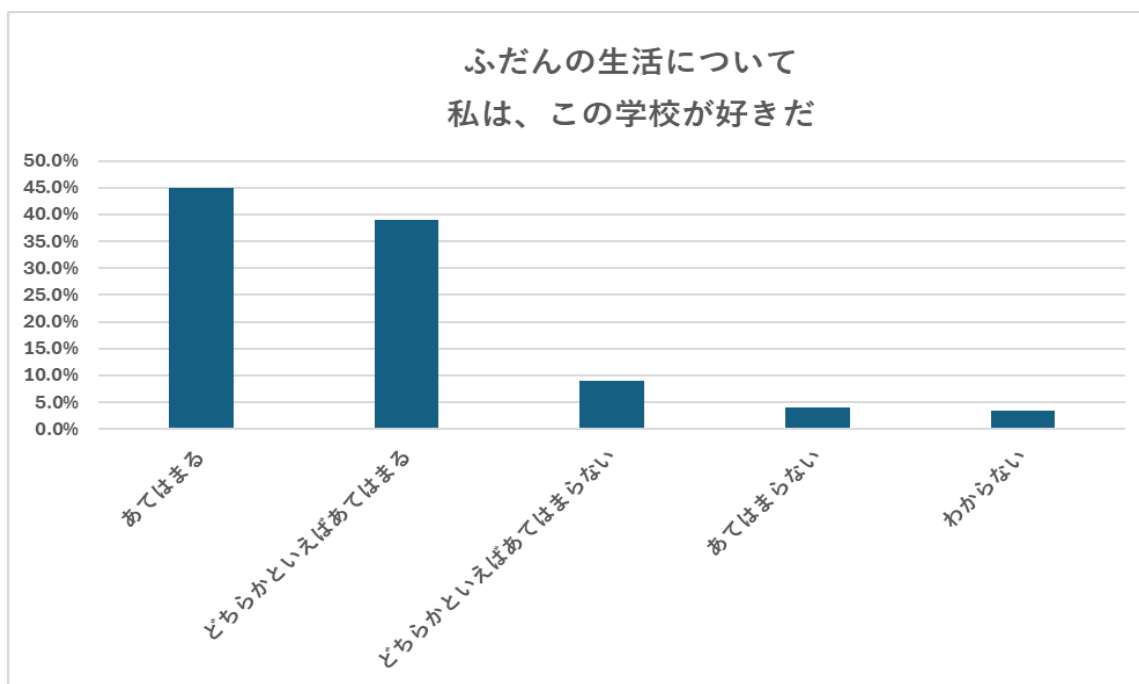
A.「私は、自分の家や家族が大好きだ」について聞いたところ、「あてはまる」が74.2%と高く、「どちらかといえばあてはまる」が20.1%となっています。また「どちらかといえばあてはまらない」が3.9%となっています。



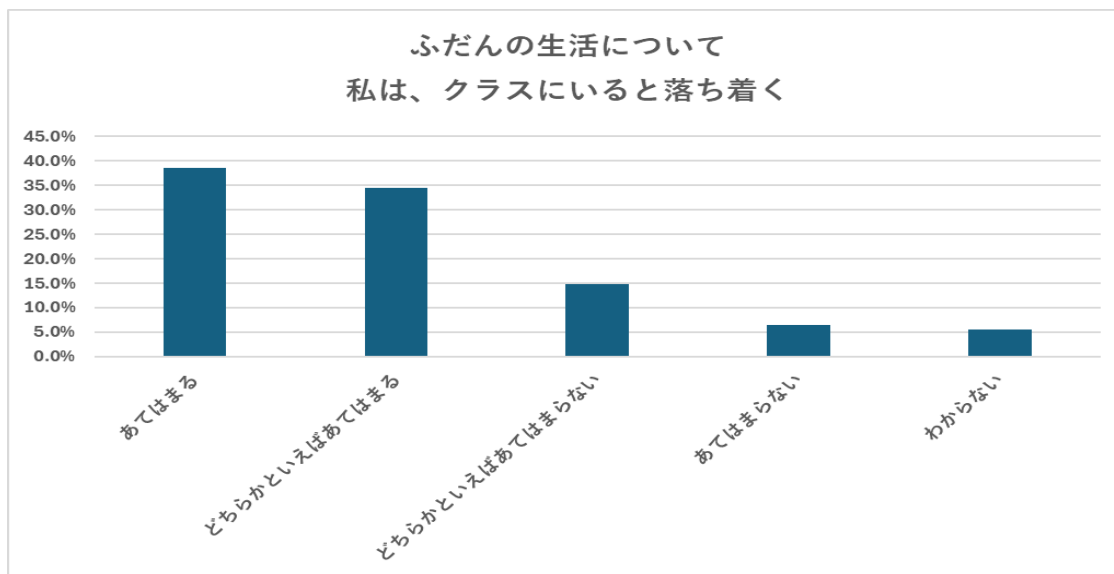
B.「私は、学校に行くのが楽しみだ」について聞いたところ、「あてはまる」が40.5%、「どちらかといえばあてはまる」が37.9%となっています。また「どちらかといえばあてはまらない」が12.0%となっています。



C.「私は、この学校が好きだ」について聞いたところ、「あてはまる」が44.9%、「どちらかといえばあてはまる」が38.9%となっています。また「どちらかといえばあてはまらない」が8.9%となっています。

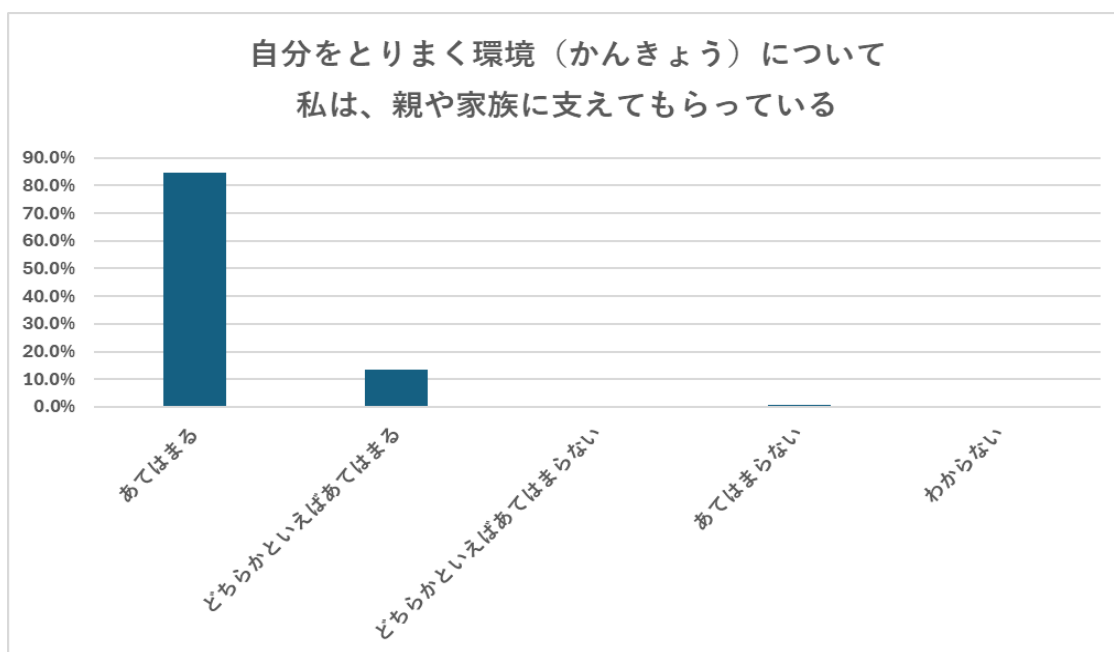


D.「私は、クラスにいると落ち着く」について聞いたところ、「あてはまる」が38.6%、「どちらかといえばあてはまる」が34.5%となっています。 また「どちらかといえばあてはまらない」が14.9%となっています。

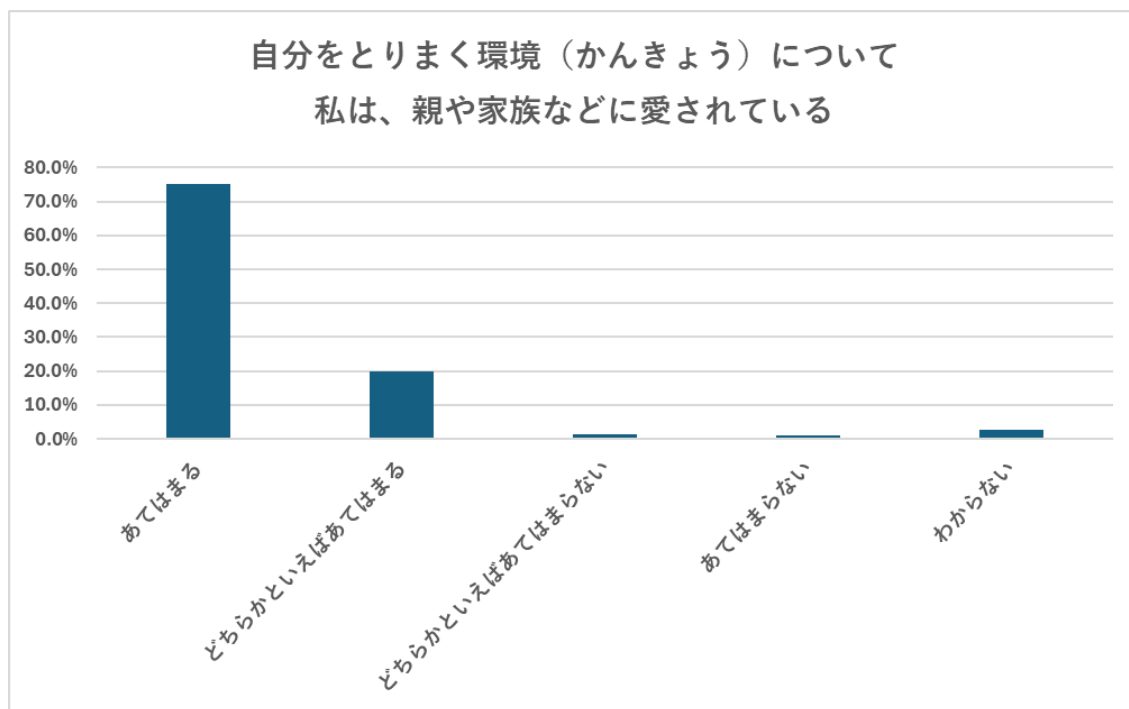


②自分をとりまく環境について

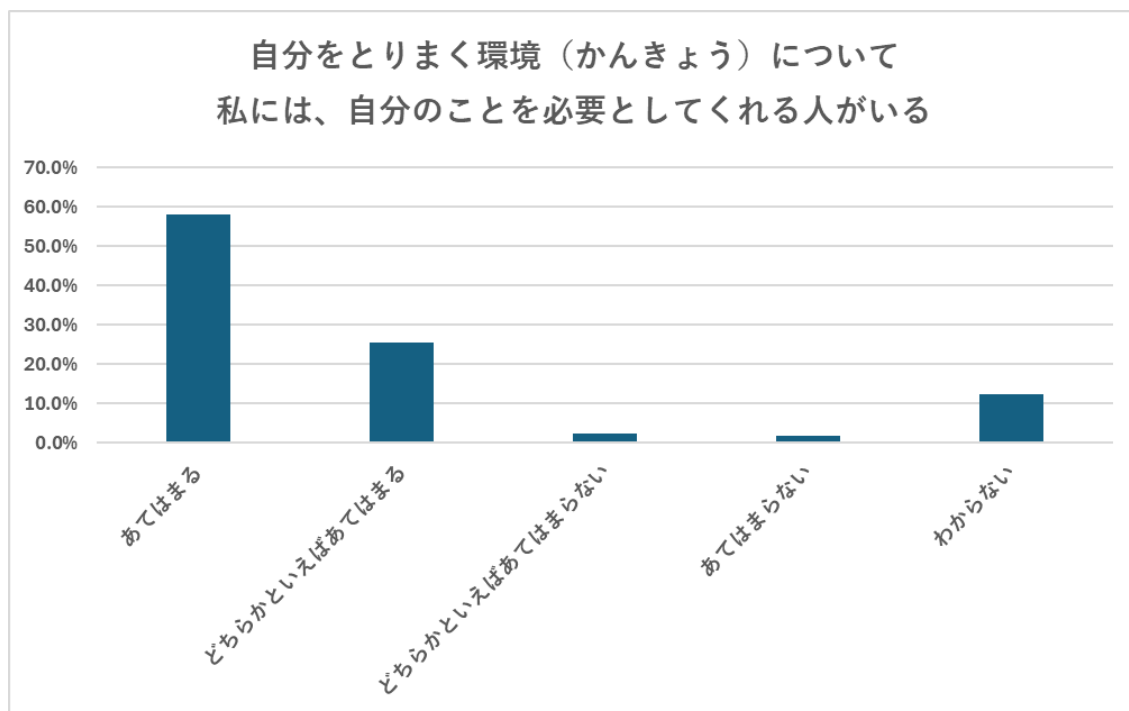
A.「私は、親や家族に支えてもらっている」について聞いたところ、「あてはまる」が84.6%と高く、「どちらかといえばあてはまる」が13.6%となっています。



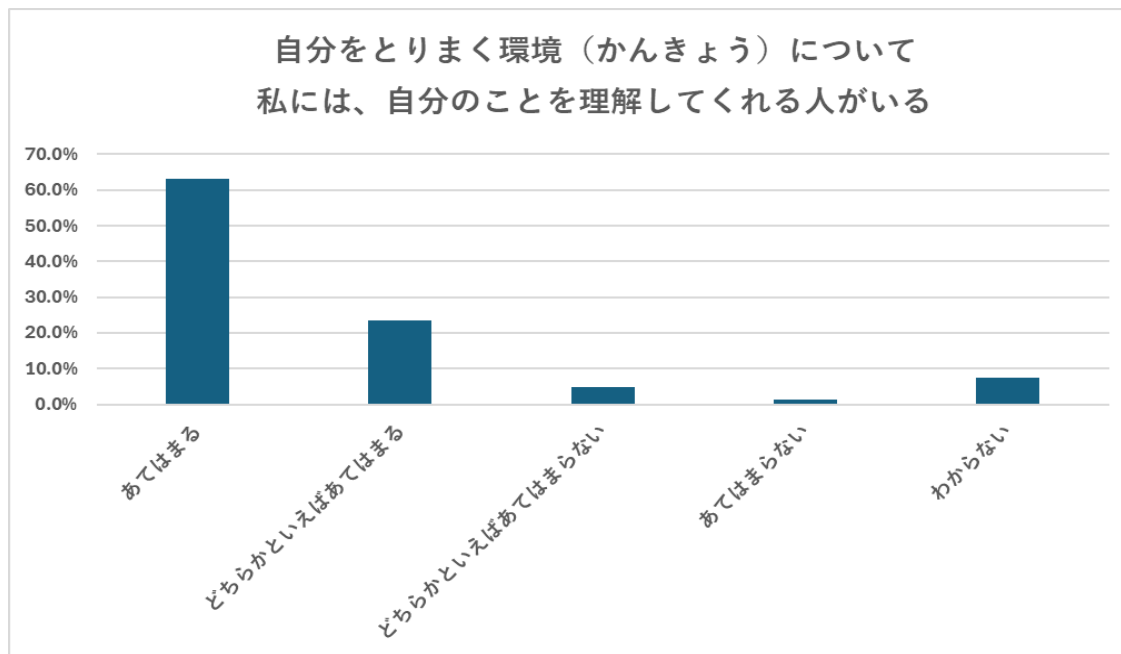
B.「私は、親や家族などに愛されている」について聞いたところ、「あてはまる」が 75.2%と高く、「どちらかといえばあてはまる」が 19.8%、「わからない」が 2.6%となっています。



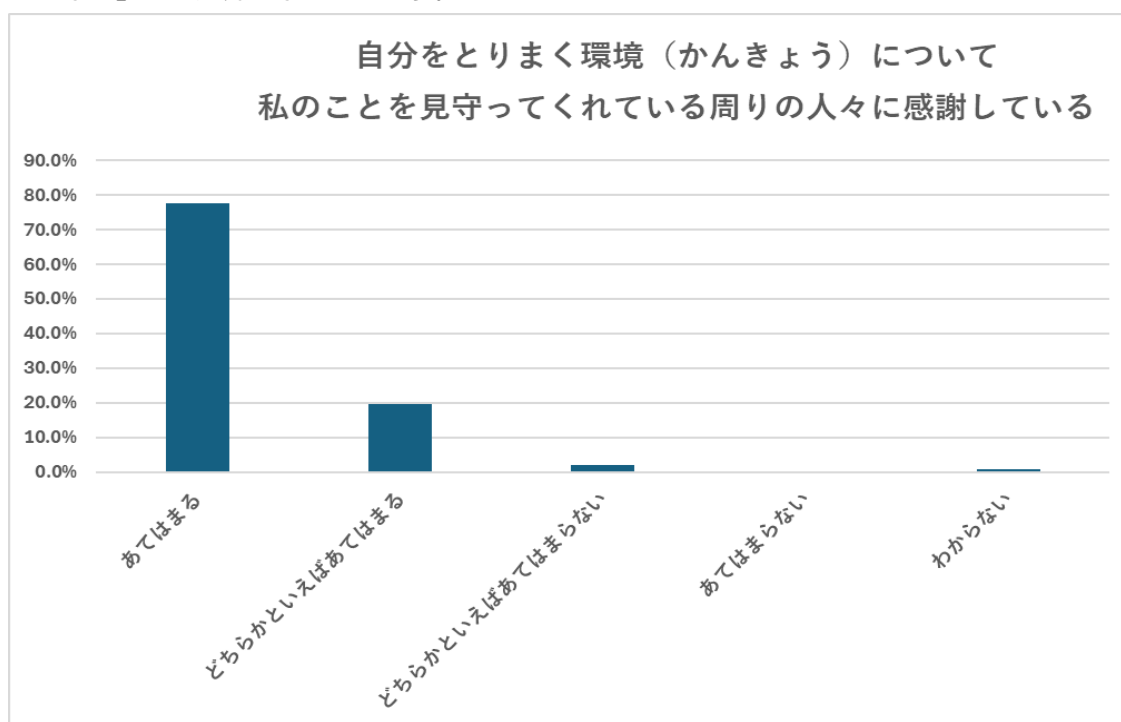
C.「私には、自分のことを必要としてくれる人がいる」について聞いたところ、「あてはまる」が 58.0%、「どちらかといえばあてはまる」が 25.6%、「わからない」が 12.3%となっています。



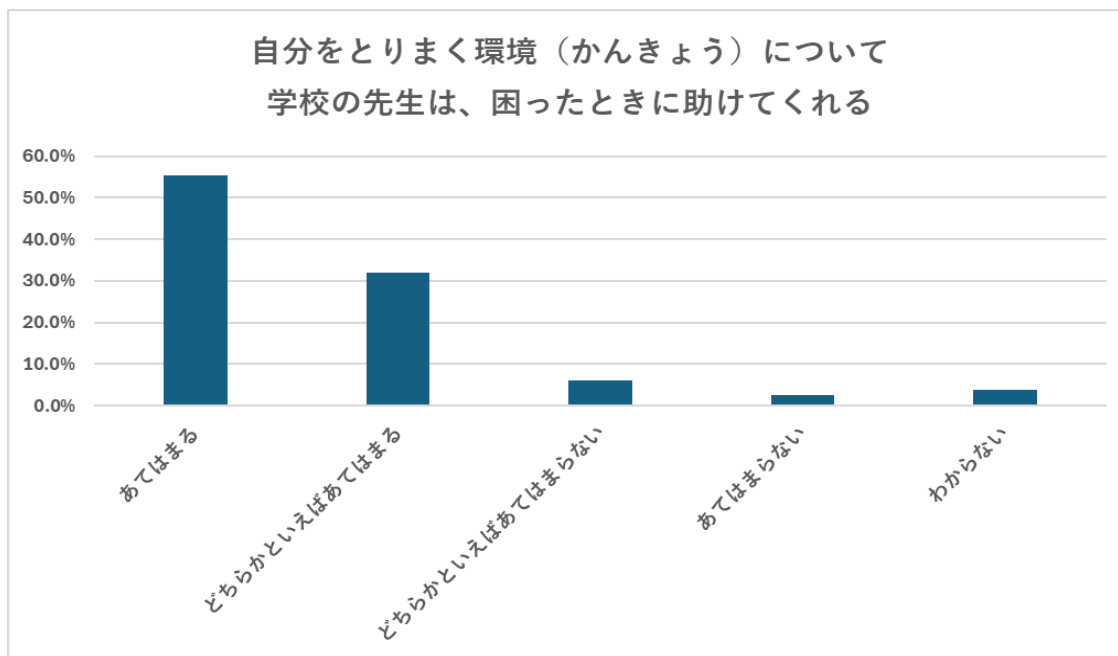
D.「私には、自分のことを理解してくれる人がある」について聞いたところ、「あてはまる」が63.2%、「どちらかといえばあてはまる」が23.5%、「わからない」が7.3%となっています。



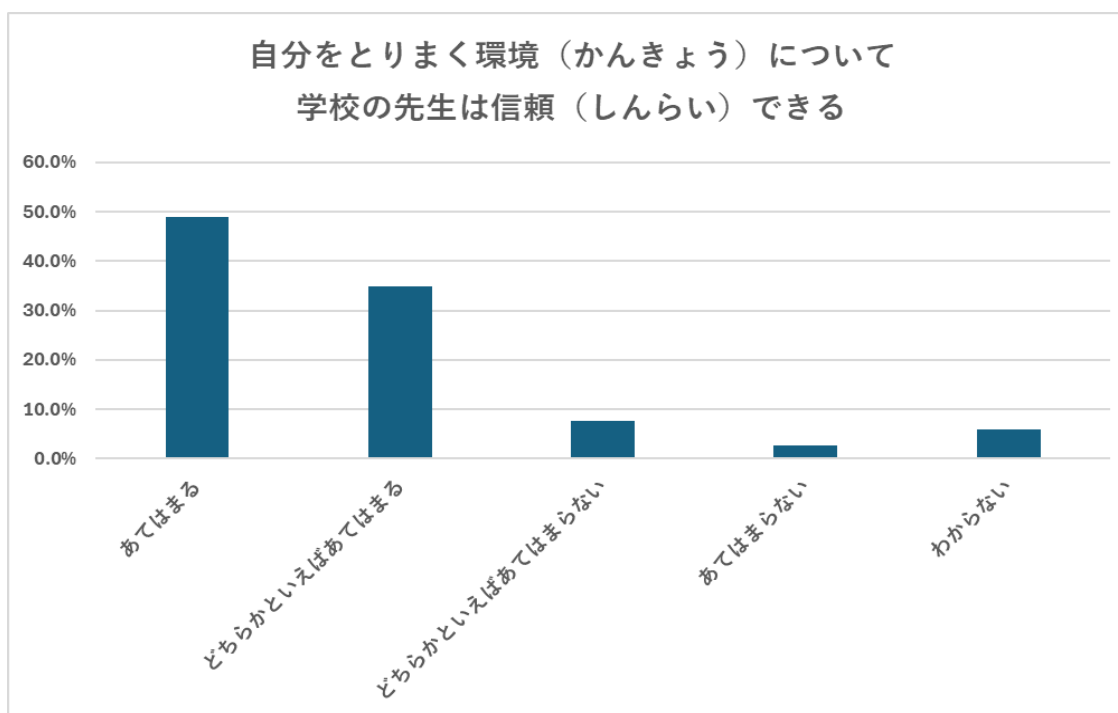
E.「私のことを見守ってくれている周りの人々に感謝している」について聞いたところ、「あてはまる」が77.5%、「どちらかといえばあてはまる」が19.6%。「どちらかといえばあてはまらない」が2.1%となっています。



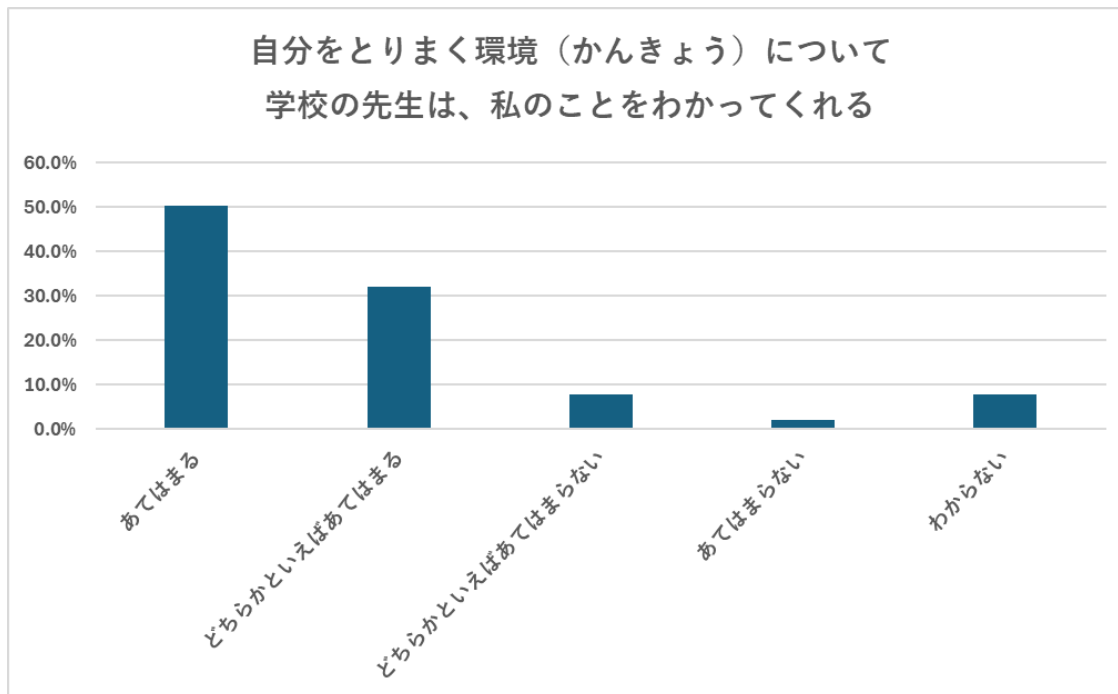
F.「学校の先生は、困ったときに助けてくれる」について聞いたところ、「あてはまる」が55.4%、「どちらかといえばあてはまる」が32.1%、「どちらかといえばあてはまらない」が6.0%となっています。



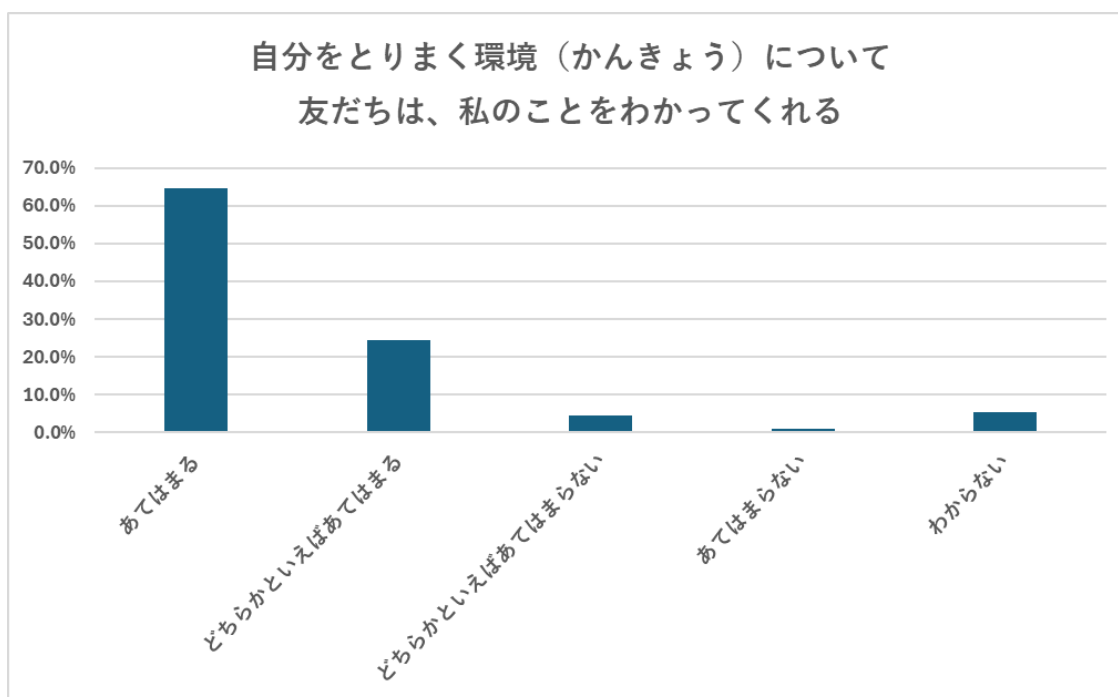
G.「学校の先生は信頼（しんらい）できる」について聞いたところ、「あてはまる」が48.8%、「どちらかといえばあてはまる」が35.0%、「どちらかといえばあてはまらない」が7.6%となっています。



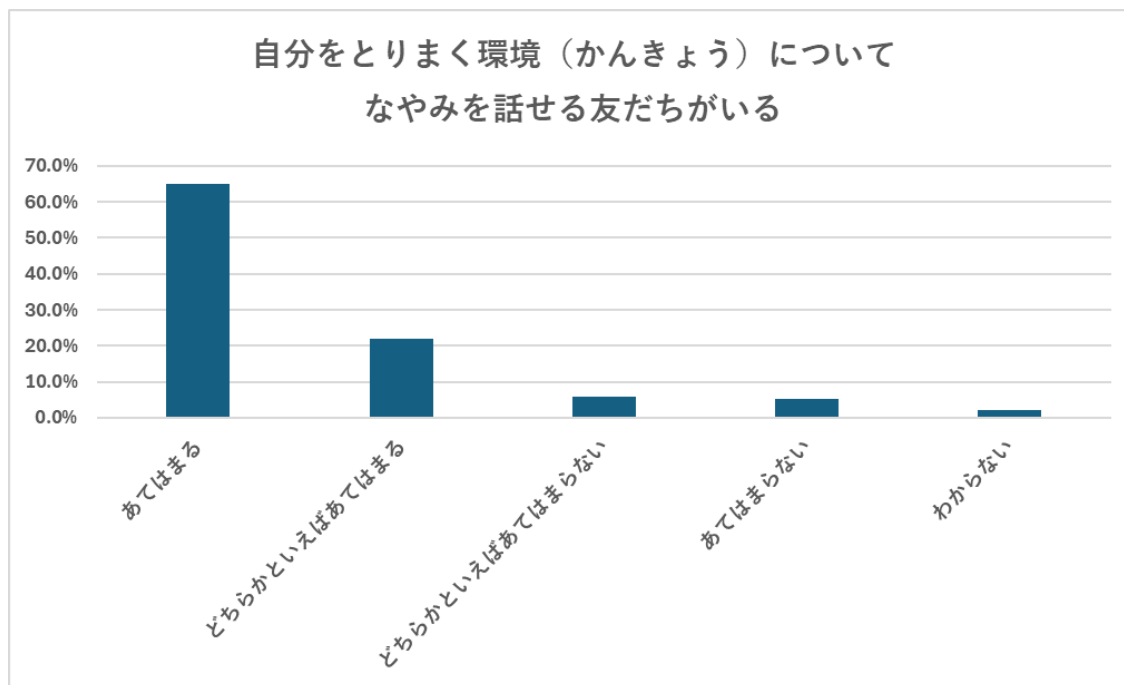
H.「学校の先生は、私のことをわかってくれる」について聞いたところ、「あてはまる」が50.1%、「どちらかといえばあてはまる」が32.1%、「どちらかといえばあてはまらない」と「わからない」が7.8%となっています。



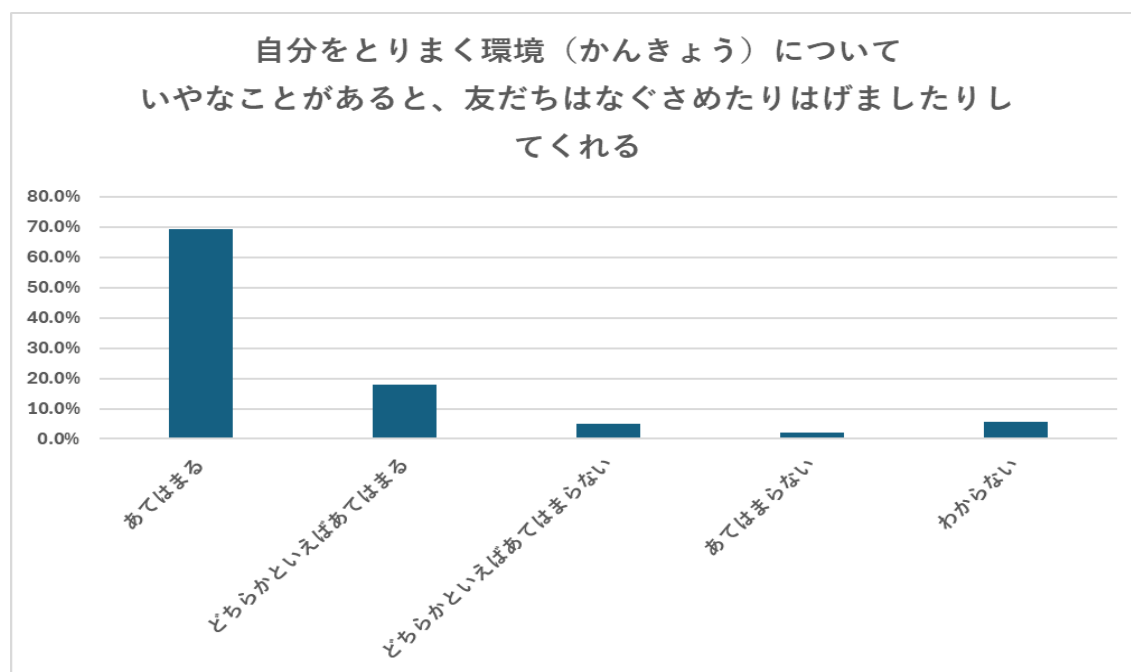
I.「友だちは、私のことをわかってくれる」について聞いたところ、「あてはまる」が64.8%、「どちらかといえばあてはまる」が24.3%、「わからない」が5.5%となっています。



J.「なやみを話せる友だちがいる」について聞いたところ、「あてはまる」が65.0%、「どちらかといえばあてはまる」が21.9%、「どちらかといえばあてはまらない」が5.7%となっています。



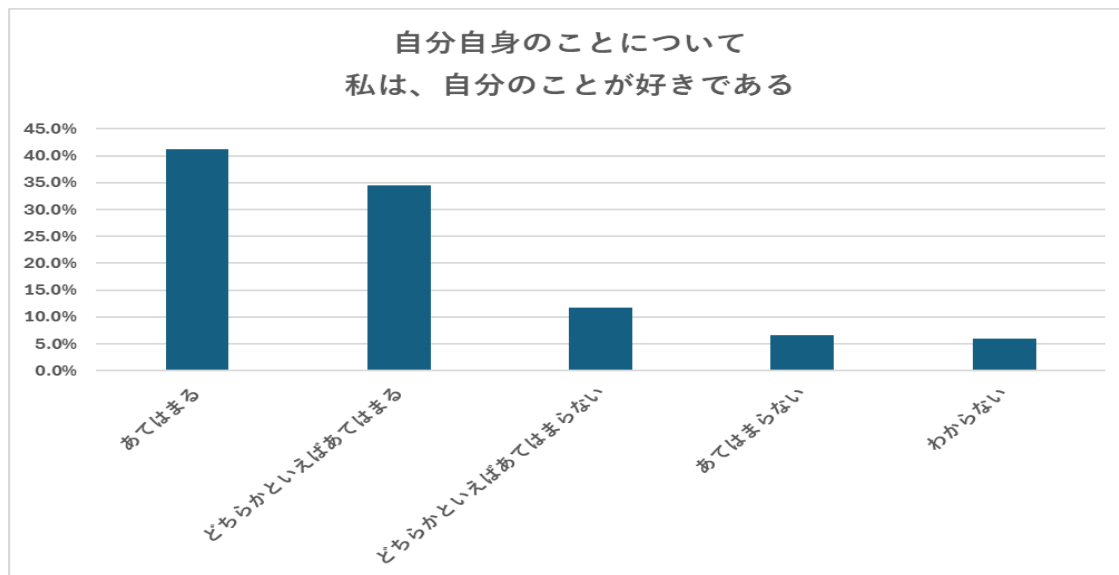
K.「いやなことがあると、友だちはなぐさめたりはげましたりしてくれる」について聞いたところ、「あてはまる」が69.5%、「どちらかといえばあてはまる」が18.0%、「わからない」が5.5%となっています。



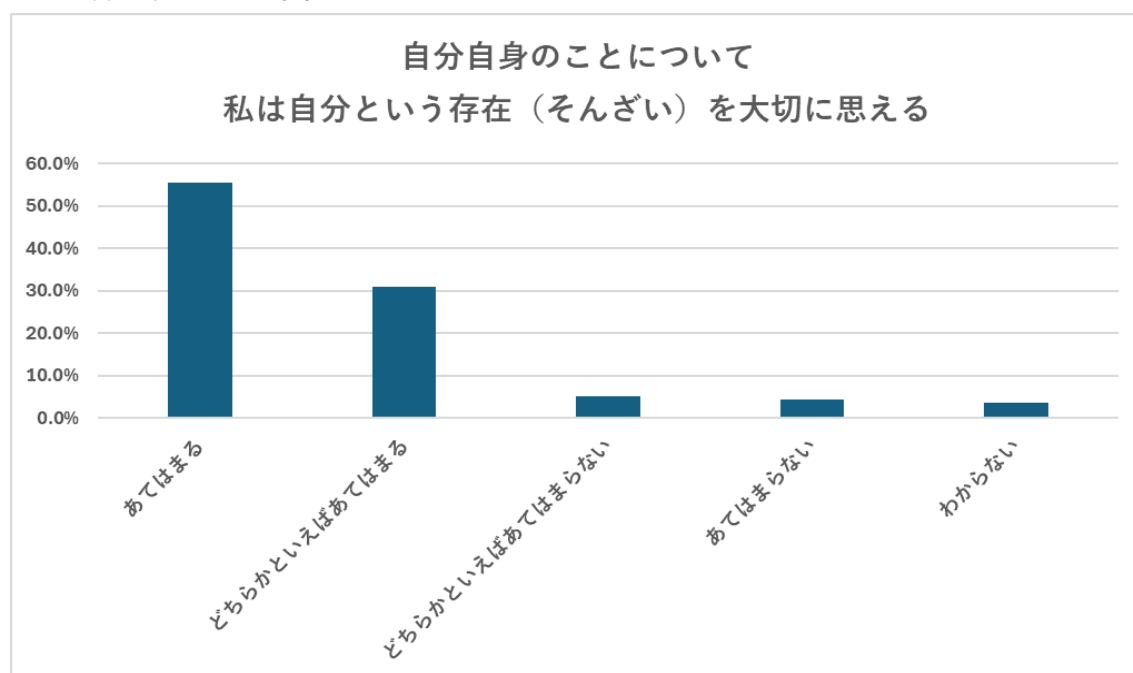
③自分自身のことについて

A.「私は、自分のことが好きである」について聞いたところ、「あてはまる」が41.3%、「どちらかといえばあてはまる」が34.5%となっています。

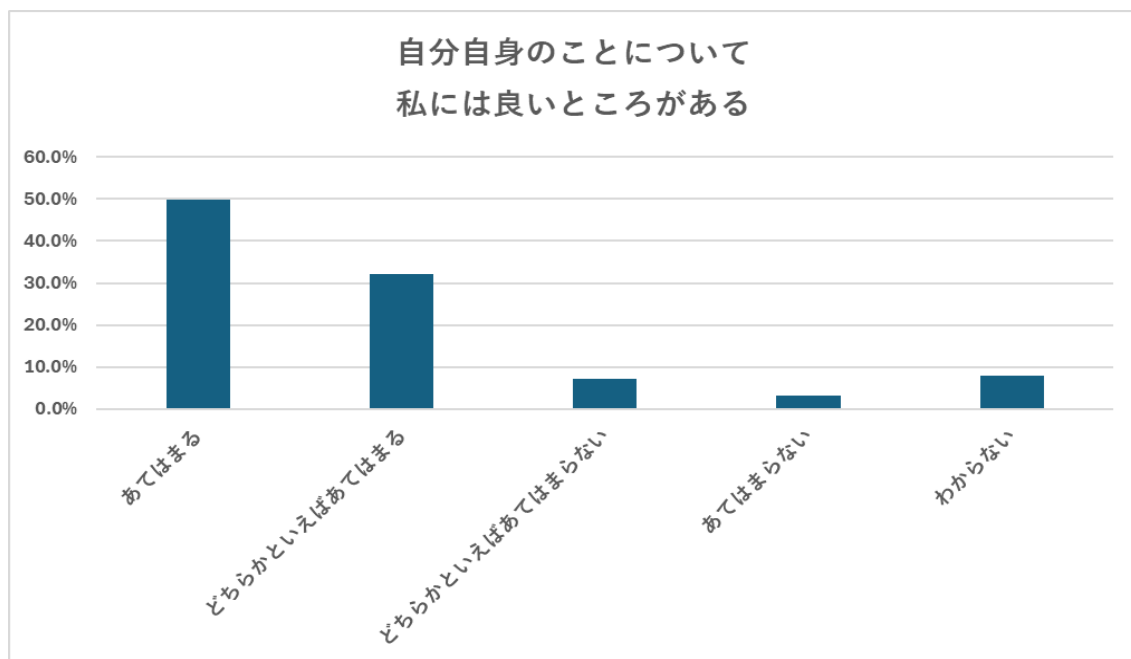
また「どちらかといえばあてはまらない」が11.7%と、「あてはまらない」が6.5%で、両方合わせると18.2%となっています



B.「私は自分という存在（そんざい）を大切に思える」について聞いたところ、「あてはまる」が55.6%、「どちらかといえばあてはまる」が31.1%、「どちらかといえばあてはまらない」が5.2%となっています。

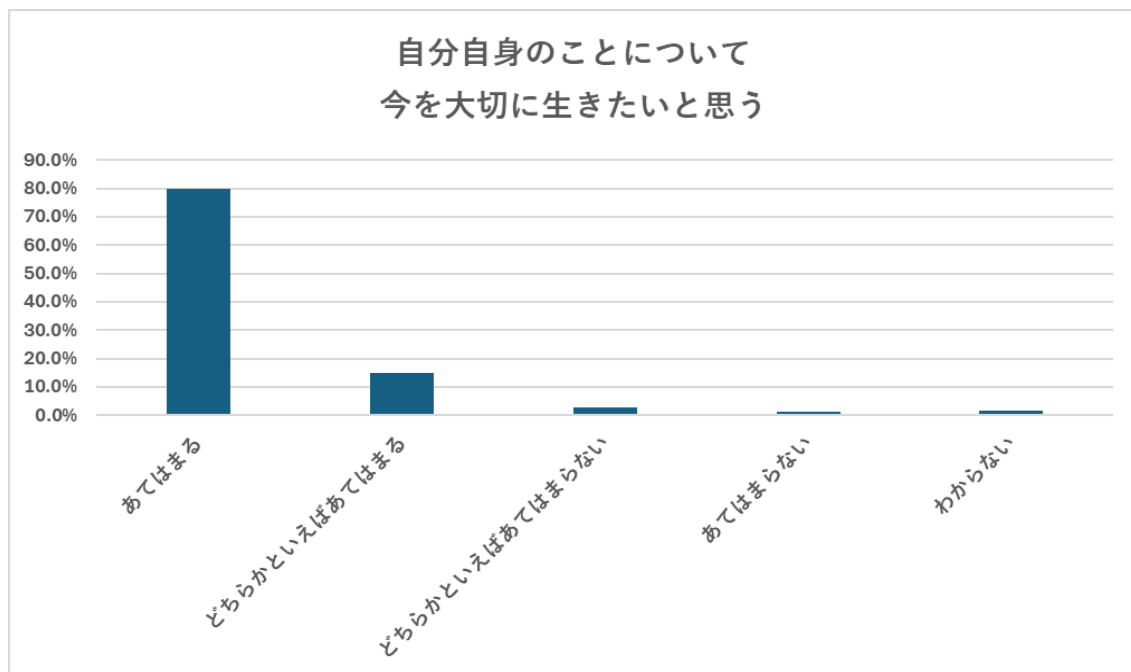


C.「私には良いところがある」について聞いたところ、「あてはまる」が49.9%、「どちらかといえばあてはまる」が32.1%、「わからない」が7.8%となっています。

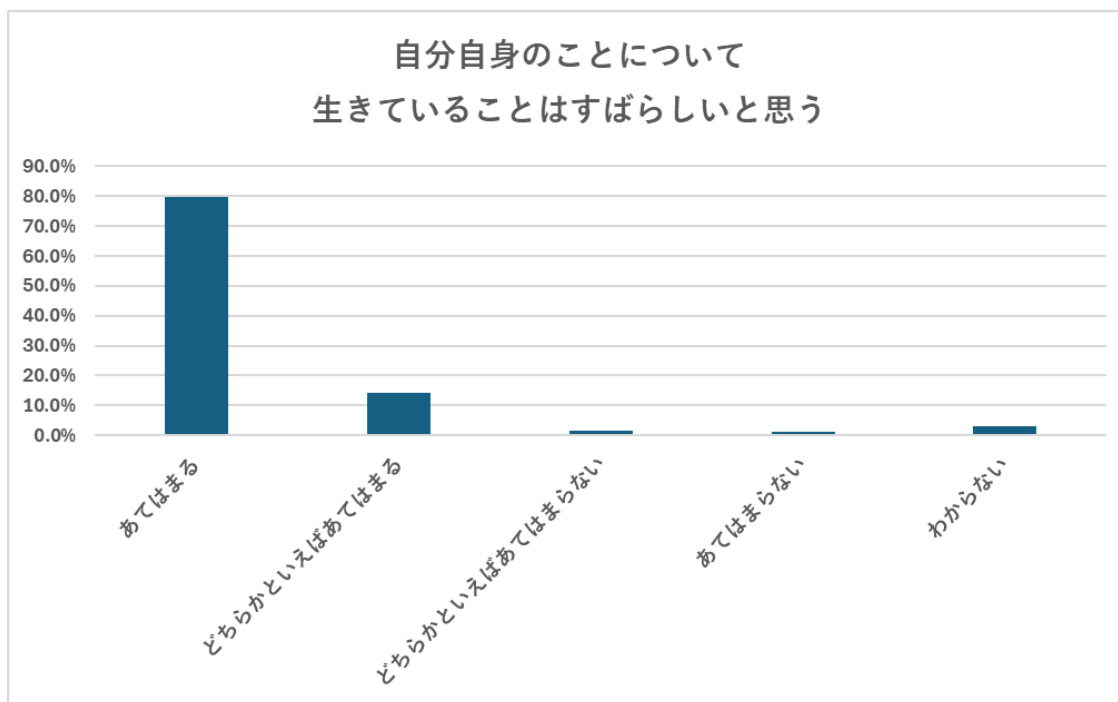


D.「今を大切に生きてと思う」について聞いたところ、「あてはまる」が79.6%、「どちらかといえばあてはまる」が14.9%となっています。

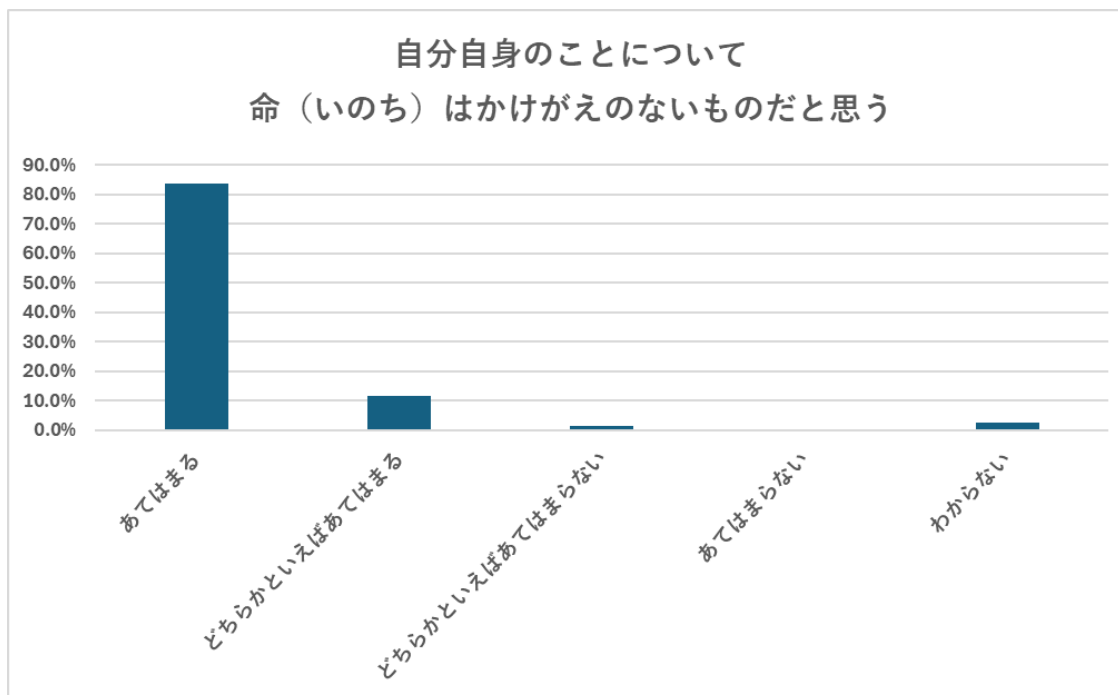
また「どちらかといえばあてはまらない」が2.9%と、「あてはまらない」が1.0%で、両方合わせると3.9%となっています。



E.「生きていることは素晴らしいと思う」について聞いたところ、「あてはまる」が79.9%、「どちらかといえばあてはまる」が14.4%、「わからない」が2.9%となっています。

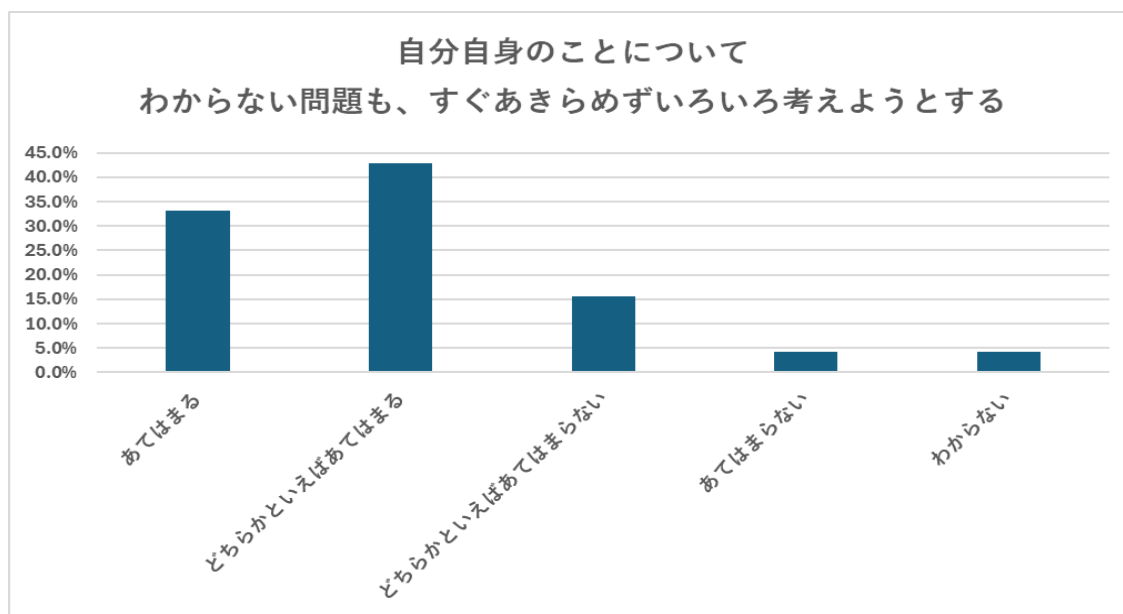


F.「命（いのち）はかけがえのないものだと思う」について聞いたところ、「あてはまる」が83.8%、「どちらかといえばあてはまる」が11.7%、「わからない」が2.6%となっています。



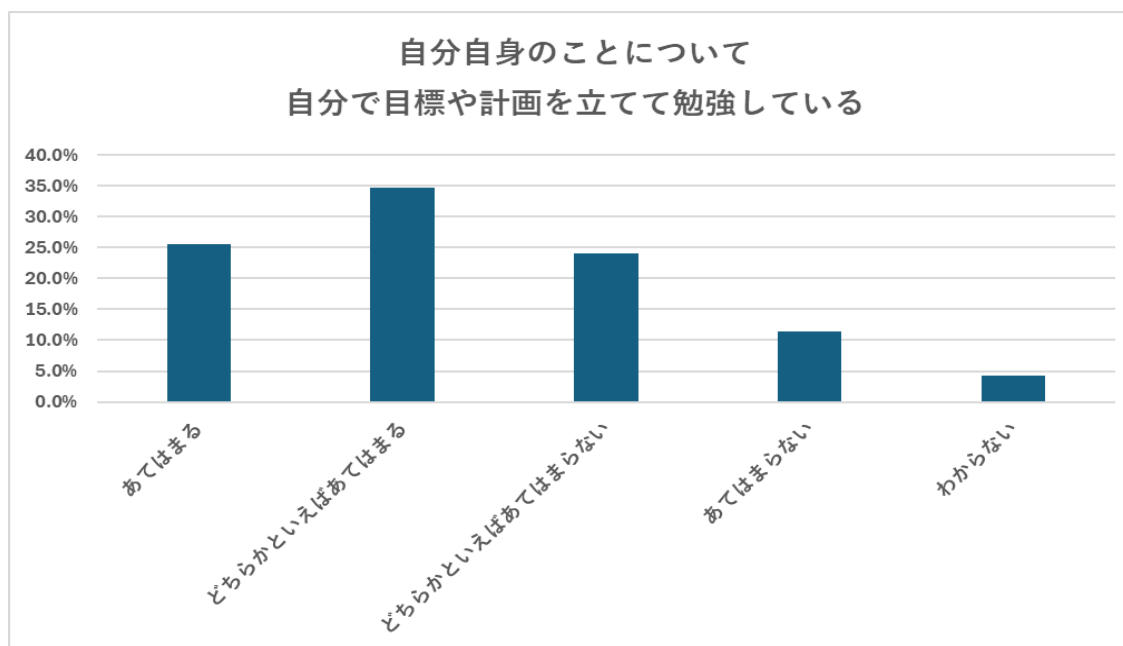
G.「わからない問題も、すぐあきらめずいろいろ考えようとする」について聞いたところ、「あてはまる」が33.2%、「どちらかといえばあてはまる」が42.8%となっています。

また「どちらかといえばあてはまらない」が15.7%と、「あてはまらない」が4.2%で、両方合わせると19.9%となっています。



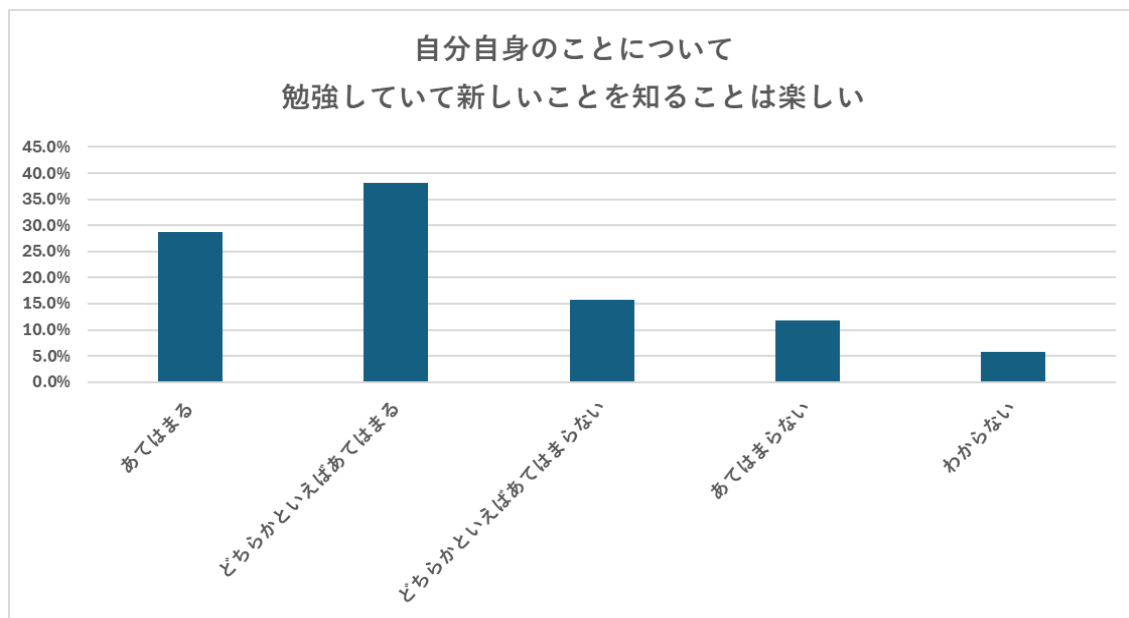
H.「自分で目標や計画を立てて勉強している」について聞いたところ、「あてはまる」が25.6%、「どちらかといえばあてはまる」が34.7%となっています。

また「どちらかといえばあてはまらない」が24.0%と、「あてはまらない」が11.5%で、両方合わせると35.5%となっています。



Ⅰ.「勉強していて新しいことを知ることは楽しい」について聞いたところ、「あてはまる」が28.7%、「どちらかといえばあてはまる」が38.1%となっています。

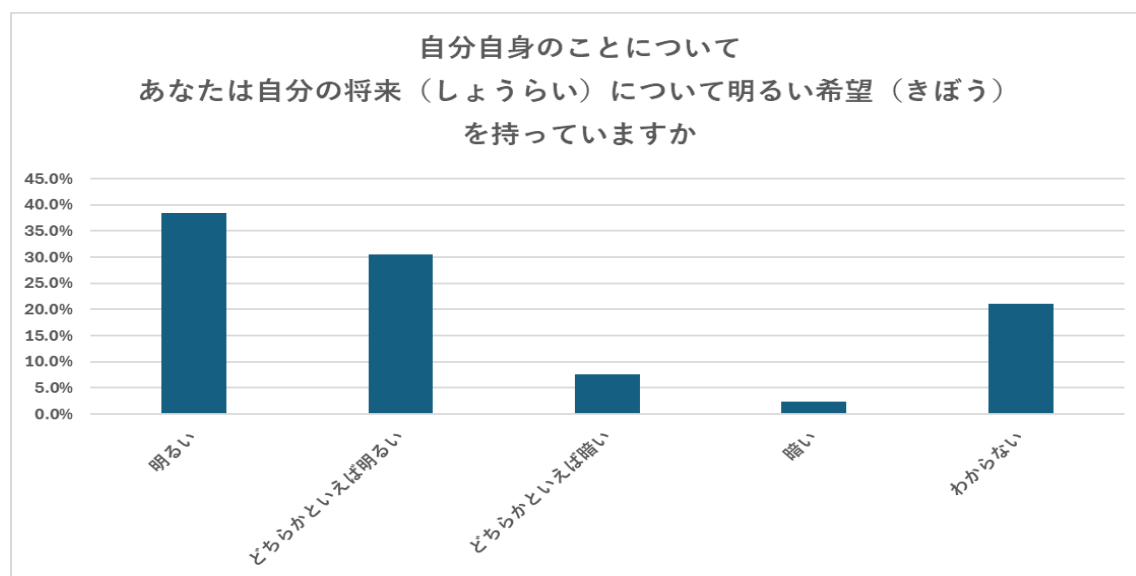
また「どちらかといえばあてはまらない」が15.7%と、「あてはまらない」が11.7%で、両方合わせると27.4%となっています。



④自分の将来について

A.「あなたは自分の将来（しょうらい）について明るい希望（きぼう）を持っていますか」について聞いたところ、「明るい」が38.4%、「どちらかといえば明るい」が30.5%となっています。

また「どちらかといえば暗い」が7.6%と、「暗い」が2.3%となっていますが、「わからない」が21.1%と高い数値となっています。



「明るい」、「どちらかといえば明るい」を選んだ理由

1. 支えてくれる人がいる（家族・友達・先生・地域）

- 「周りの人がやさしい」
- 「支えてくれる人がいる」
- 「応援してくれる」
- 「相談できる人がいる」
- 「習い事や塾に行かせてくれる」
- 「友達の助け合い、相談できる、優しい」
- 「学校の先生に教えてもらえる、励ましてくれる」
- 「この町は住みやすい」

2. できるようになった経験が自信につながっている（努力→成長）

- 「できなかったことが練習でできるようになった」
- 「テストの点が上がった」
- 「目標を1つずつクリア」

3. 夢・目標・進路の見通しがある（やりたいこと/行きたい高校）

- 「将来の夢がある」
- 「なりたい職業がある」
- 「やりたい部活がある」
- 「行きたい高校（学校）が決まっている」

4. 今が楽しい/安心できている（毎日が充実）

- 「今が楽しい」
- 「放課後に友達と遊べる」
- 「好きなことができる」

5. 前向きな考え方・挑戦志向（暗く考えても意味がない/挑戦したい）

- 「暗く生きても楽しくない」
- 「明るく元気でいたい」
- 「諦めず挑戦すれば成功する」

「どちらかといえば暗い」「暗い」を選んだ理由

1. 学習・進路（受験）への不安が強い

- 「勉強が苦手/できない」
- 「周りから遅れている」
- 「行きたい高校に（学力が）届かないかもしれない」
- 「受験が不安」
- 「途中で心が折れそう」
- 「集中力がない」

2. 夢・目標が分からない/将来像が描けない

「何を指したらいいかわからない」

「夢や目標がわからない」

「どうしていいかわからなくなる」

「自分に何ができるかわからない」

3. 自信のなさ/自己否定・孤立感

「自分の性格がきらい」「何をやってもうまくいかない気がする」

「自分はいなくても良い存在」

「ネガティブに考えてしまう」「多分無理」

4. 家庭・コミュニケーションのつまずき

「親に怒られても治らない」

「空っぽと言われる」

5. 対人面の苦手さ/社会適応への不安

「話すのが得意ではない」

「社会に通用するかわからない」

6. 将来の経済・雇用への不安（現実的な先行き不安）

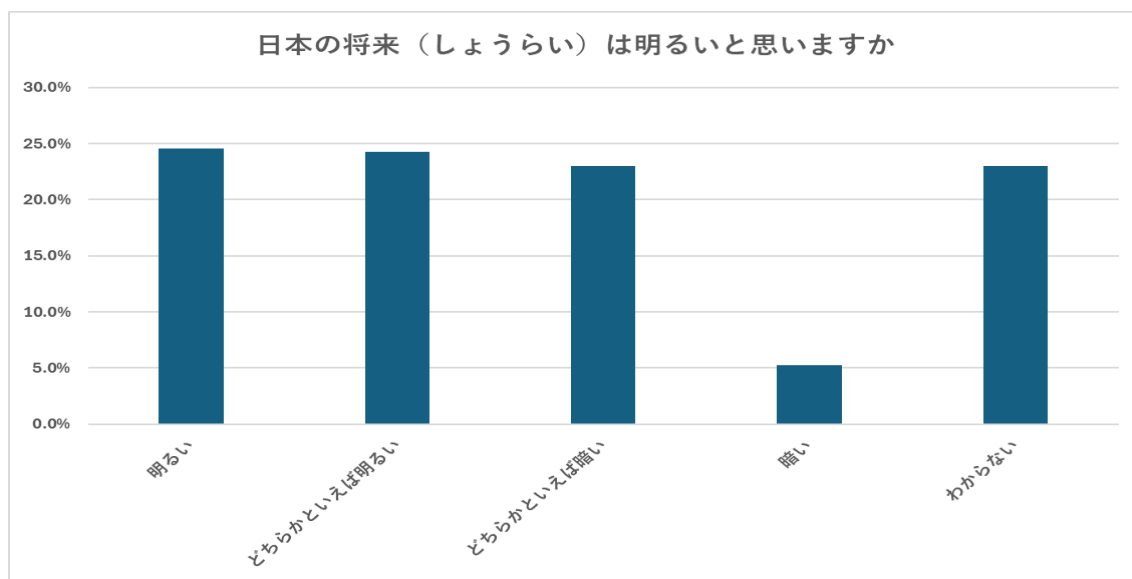
「したい仕事の需要が減る」

「収入が安定しないかもしれない」

⑤あなたは日本の将来について

A. 「あなたは日本の将来（しょうらい）は明るいと思いますか。」について聞いたところ、「明るい」が24.5%、「どちらかといえば明るい」が24.3%、「どちらかといえば暗い」が23.0%とそれぞれ近い数値となっています。

また「暗い」が5.2%となっていますが、「わからない」が23.0%と高い数値となっています。



「明るい」、「どちらかといえば明るい」を選んだ理由

1. 「安全・治安が良いから」(最頻出)

「日本は安全」

「犯罪が少ない」

「法律があるから安心」

「警察や周りが助けてくれる」

「他国比較で日本はまだ安全」

「住みやすい」

2. 「平和・戦争がない(起きなさそう) から」

「日本は戦争をしない国」

「平和だから」

「戦争は最近していない」

3. 「ロボット・AI・技術が進むから」

「AIが増えて仕事を助ける」

「危ない仕事を代わりに」

「災害時に人を見つけるロボット」

「自動運転で事故が減る」

「スマホ等で情報のやりとりが簡単」

「医療が進んで病気が治る」

「食料問題が解決しそう」

4. 「助け合い・優しさ・信頼できる人がいるから」

「助け合って暮らせる」

「優しい人が多い」

「迷っている人を助ける」

「家族・友達がいるから安心」

「相談できる人がいる」

「注意してくれる人がいる」

5. 「社会が良い方向に進む(多様性/SDGs/政治への期待)」

「多様性を認める世の中」

「SDGs、カーボンニュートラル」

6. 「将来の仕事・選択肢が増える/やりたい職業がある」

「やりたい職業をしている(できそう)」

「いろんな仕事が増える」

「人生の選択肢が増える」

7. 「わからない/根拠が言語化できない」

「わからない」

「とくにない」

「普通にそう思った」

「どちらかといえば暗い」、「暗い」を選んだ理由

1. 物価高・生活不安（家計の圧迫）

「物の値段が上がって生活が大変になりそう」

「米など食料が高くなる」

「必要なものが買えないかも」

「お金がある人/ない人の差が広がりそう」

2. 税金・社会保障負担への不満/将来不安

「税金が高い」

「社会保険料・年金が心配」

「物価が高いのに給料が上がらない」

3. 少子高齢化・人口減少による先細り感

「少子化で衰退していく感じ」

「人口が減っていくと思う」

4. 仕事・将来の雇用不安（AI 含む）

「将来働くところがないかも」

「AI の発達で仕事なくなる」

「AI に支配されそう/暴走が怖い」

5. 戦争・国際情勢（中国/台湾有事など）への不安

「日本も巻き込まれそう」

「日中関係が悪い」

「世界が不安定」

「輸入が止まるかも」

6. 治安・犯罪（ネット犯罪含む）への不安

「インターネットを使った犯罪が怖い」

「事件が多い」

「治安が悪くなるのでは」

7. 気候変動・災害・環境問題（SDGs 含む）

「地球温暖化で食べ物が取れなくなるかも」

「暑くて外で遊べない」

「地震が怖い」

「資源や環境問題で生きづらくなる」

8. 政治・社会への不信/分断感、対人トラブル（ハラスメント）等

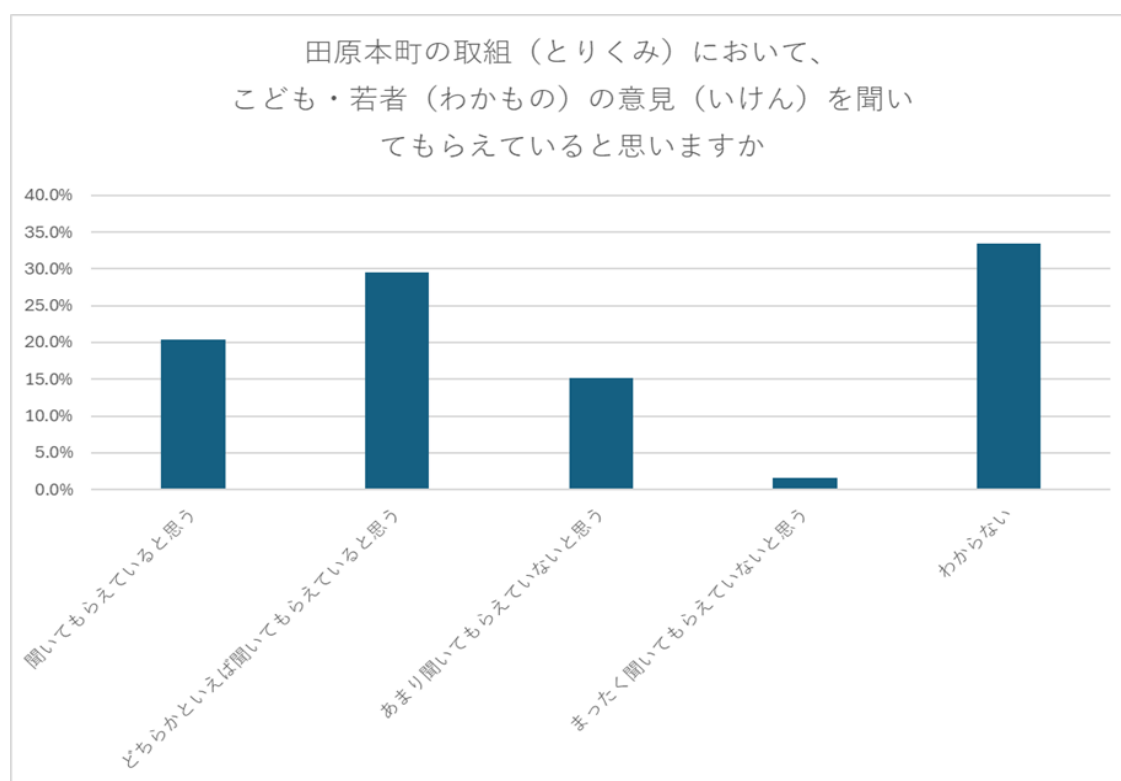
「政治が不正」

「政府がやばい感じ」
「パワハラ/モラハラ」
「モンスターペアレント」
「人がすぐ諦める/メンタルが弱い」等の社会観

⑥あなたは田原本町の取組（とりくみ）について

A.「こども・若者（わかもの）の意見（いけん）を聞いてもらえていると思いますか」について聞いたところ、「聞いてもらえていると思う」が20.4%、「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」が29.5%、「聞いてもらえている」とする回答は合わせて49.9%である一方、「わからない」が33.4%を占めています。意見を聴く機会の充実に加え、意見がどのように検討・反映されたのかを分かりやすく伝えることが課題です。

こども・若者が町政に関心を持てるようにするとともに、こども基本法の考え方に則り、こども・若者の意見の尊重や施策への反映を進めていくことが重要です。



「聞いてもらえている・どちらかという聞いてもらえている」を選んだ理由。

1. 意見を聞く仕組みがある（アンケート/生徒会/行事）

- 「アンケートなどで意見を聞いてもらえる」
- 「頻繁に実施されている」
- 「生徒会・児童会、学級会、学校行事で意見が言える」

「このアンケートをしている時点で取り入れていると思う」

2. 意見が反映された経験（小さくても改善が見える）

「自分の意見を使ってくれたことがある」

「クラスで出した意見を学校が実行してくれた」

「少しずつ良くなった気がする」

「一つずつ改善されている」

3. 学校と地域・町がつながる（町の会議参加、地域の支え）

「生徒会が町の会議に参加していた」

「地域の方に支えてもらっている」

「地域の人が優しい」

「地域の人に話したら良くなった気がする」

4. 生活の安全・環境の改善に直結した成功体験（具体例）

「家の前の道路が危なく相談したら対処してもらえた」

5. “町が好き/人が良い/平和”などの情緒的評価

「田原本町がいいところ」

「平和」

「優しい人が多い」

「信頼できる」

6. 取り組みは見えるが、理由は曖昧（「わからない」「何となく」）

「わからない」

「何となく聞いてくれると思った」

「あまり聞いてもらえていないと思う・まったく聞いてもらえていないと思う」を選んだ理由

1. 「意見を言う場・機会が少ない」

「意見を伝える機会が少ない」

「アンケート自体あまりない」

「学校での町のアンケートが少ない」

「意見を通す場所がない」

「そういう活動を見たことがない」

2. 「言っても変わらない」=反映実感がない

「何も変わってない」

「答えても特に変化がない」

「実現されていると感じたことがない」

「意見が通らない」

「こうしてほしいと言ったのにそのまま」

3. 「結果やその後が分からない」=フィードバック不足

「アンケート後どうなったか分からない」

「結果や変化を教えてもらえない」

「耳に入ってこない」

「グラフを作ってほしい」

4. 「大人が決めている」=意思決定への参画不足・力関係の偏り

「街のイベントはいつも大人が内容を決めている」

「こどもが決めている感じがしない」

「大人の方が偉い/正しいイメージ」

「否定された」

5. 「町政に関与している実感がない/届く気がしない」

「未成年が町政に関与していると感じない」

「忙しいのに分かってもらえるはずない」

6. 具体ニーズ（生活実感としての不足）

「こども向けの施設がないように感じる」

「バスケのストリートコートを増やしてほしい」

「部活が少ない」

⑦田原本町に「これはやってほしい！」ということをたずねました。

1. 遊び場・居場所（放課後/休日/雨の日）

- ・放課後や休日に安心して遊べる場所がほしい
- ・ボール遊びができる公園が少ない/禁止が多い（サッカー、バスケ、ドッジ等）
- ・遊具(ブランコ、滑り台、アスレチック)がほしい/公園を増やしてほしい
- ・室内で遊べる場所、雨の日も運動できる施設がほしい
- ・「東小近くに“ふれセン”のような場所」など、身近な圏域での居場所ニーズ

2. 学習スペース・静かな場所（図書館/自習）

- ・図書館のような静かな場所がほしい
- ・放課後や休日、テスト期間に使える自習スペースがほしい
- ・「軽食も OK」「少人数個室」など、使い方の幅への要望
- ・既存の学習スペース（例:青垣の勉強スペース）の改善（きれいに、広く、集中できる環境）

3. まちの美化・環境（ごみ、ポイ捨て、犬のふん、雑草）

- ・ポイ捨てをなくしてほしい/ごみのない町
- ・川や通学路のごみが不快
- ・犬のふん、雑草の繁茂、道路をきれいにしてほしい
- ・ごみ拾い週間/SDGs など、参加型の美化活動をしたい意見もあり
- ・罰金などルール・マナー強化を求める意見もあり

4. 安全・安心（防犯、不審者、いじめ、治安、静けさ）

- ・不審者対策、犯罪のないまち、子どもが安心して出歩ける環境
- ・下校時や部活帰りの街灯を増やして明るく
- ・いじめをなくしたい/見つけたら止められるまち
- ・夜うるさいので静かなまちに、という意見もあり

5. 交通・移動（道路、横断歩道、自転車、バス、鉄道）

- ・危ない場所に横断歩道を設置してほしい
- ・自転車の安全（歩道/車道の幅、通行環境）
- ・放置自転車が邪魔、駅前の通行のしにくさ
- ・バス等の交通利便、JR を通してほしい等の意見（実現難度は高いがニーズは存在）

6. 学校・部活動・教育環境

- ・校舎をきれいに、体育館のカーテン等設備改善
- ・部活の時間/体育館利用を増やしてほしい
- ・統合校の名前や、解体前の校舎見学など学校再編に伴う心情・参加
- ・「地域クラブがよくわからない」=制度/運用の情報不足・不透明感

7. 商業・にぎわい/施設誘致（店、ショッピング、娯楽）

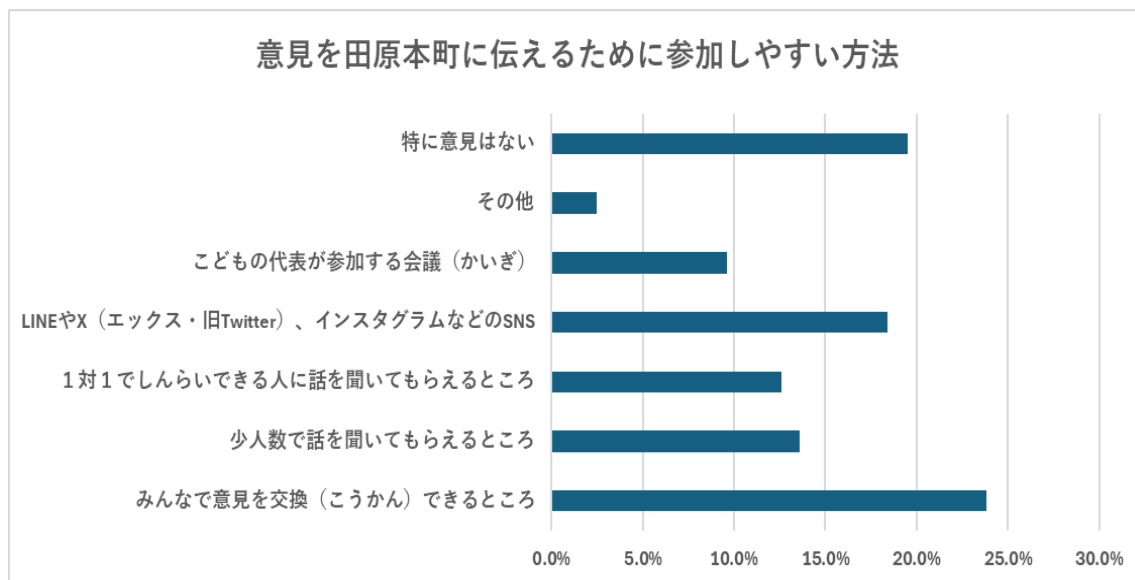
- ・コンビニや店、本屋、ショッピングモールがほしい
- ・ゲーセン、カラオケ、プリクラ、スタバ、サイゼ等（遊興施設や飲食店）を求める意見

8. 参画・意見反映（子どもの声が届く仕組み）

- ・大人が決めているように見える、子どもが決めた感じがしない
- ・アンケートの後、結果や変化が見えない
- ・学生の声を聞いて実現努力を、という意見

⑨あなたの意見を田原本町に伝えるための手段（しゅだん）について

「参加しやすい方法を教えてください」と聞いたところ、「みんなで意見を交換（こうかん）できるところ」が23.8%、「LINE や X（旧 Twitter）が18.4%、「少人数で話を聞いてもらえるところ」が13.6%、「1対1でしんらいできる人に話を聞いてもらえるところ」が12.6%、「こどもの代表が参加する会議（かいぎ）」が9.6%となっています。また「特に意見はない」が19.5%となっています。



3 住民協議会からみる若者の意見

（1）住民協議会の目的・役割

住民アンケート（9月実施）において、住民基本台帳から選ばれた15歳以上の町民の方で参加を希望された方と、田原本中学校・北中学校・磯城野高等学校の有志の方で構成。

3つの分科会（地域のつながりづくり・かせぐ地域づくり・未来を育むまちづくり）にわかれて課題・アイデアを出し合い、総合計画策定に向けた協議を行う。

協議会の議論は、今後10年間の町の指針となる「総合計画」の策定に向けた重要なインプットとなります。

策定される「総合計画」が、行政職員だけでなく、住民一人ひとりにとって「自分ごと」（自分たちの課題）となるようにすることが目的。これにより、計画が実行性のあるものとなり、単なる紙の計画で終わることを避けます。

未来を育むまちづくりとして、町の未来を担う次世代の成長を支えること、子育て世代が安心して暮らせて、こどもたちが夢を持てる環境の整備に向けた協議を実施

・令和7年 9月 田原本町 第5次総合計画策定に関する住民アンケートの実施

- ・令和7年12月14日 第1回住民協議会の開催
- ・令和8年 1月17日 第2回住民協議会の開催
- ・令和8年 2月14日 第3回住民協議会の開催
- ・令和8年 4月11日 第4回住民協議会の開催

(2) 協議内容・意見 ※一部抜粋

- ・10年後のイメージ
- ・住民が主体的にできる「ワクワクする」アイデア
- ・行政への期待
- ・ギャップを埋める具体的な仕組みづくり

(3) 住民アンケートの結果

令和9年度からスタートする「第5次総合計画」の策定のため、これまでの第4次総合計画の取り組みを評価し、暮らしの満足度を把握するとともに、今後、どのようなまちづくりに重点的に取り組むべきかについて、アンケート調査を実施しました。

全住民の中から無作為抽出を行い、選ばれた2,000人の中から回答した800人

うち19歳以下、20～39歳までの若者の回答者198名※について、結果を掲載しています。

【内訳】19歳以下 32人、20～29歳 67人、30～39歳 99人

※学生（高校生相当22名、大学生相当22名を含む）

【アンケート結果】

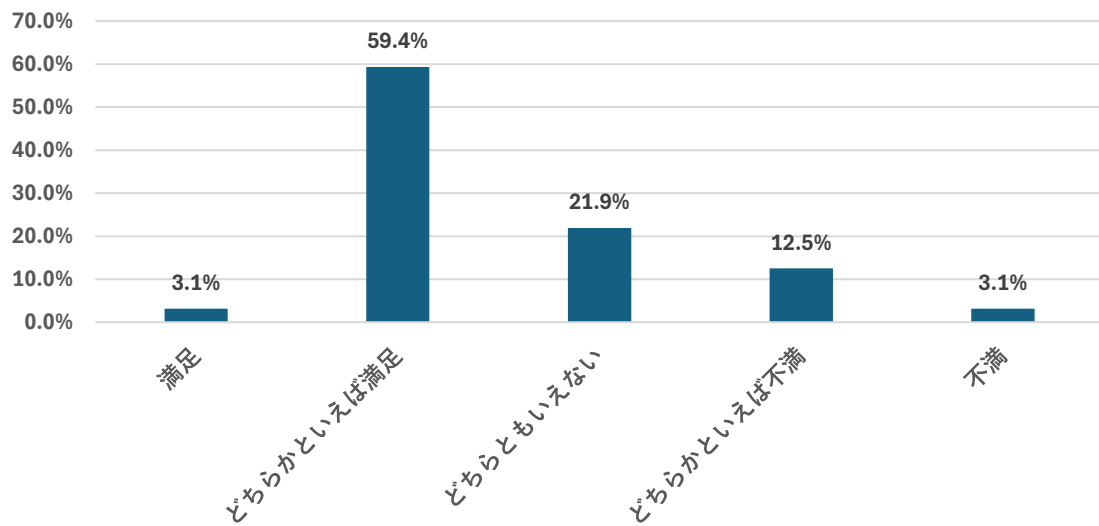
田原本町での現在の暮らしやすさをどのように感じているか。

田原本町での現在の暮らしやすさをどのように感じているか (15～39歳)		
満足	33	16.7%
どちらかといえば満足	100	50.5%
どちらともいえない	35	17.7%
どちらかといえば不満	27	13.6%
不満	3	1.5%
計	198	100.0%

年代別では次のようになっています。

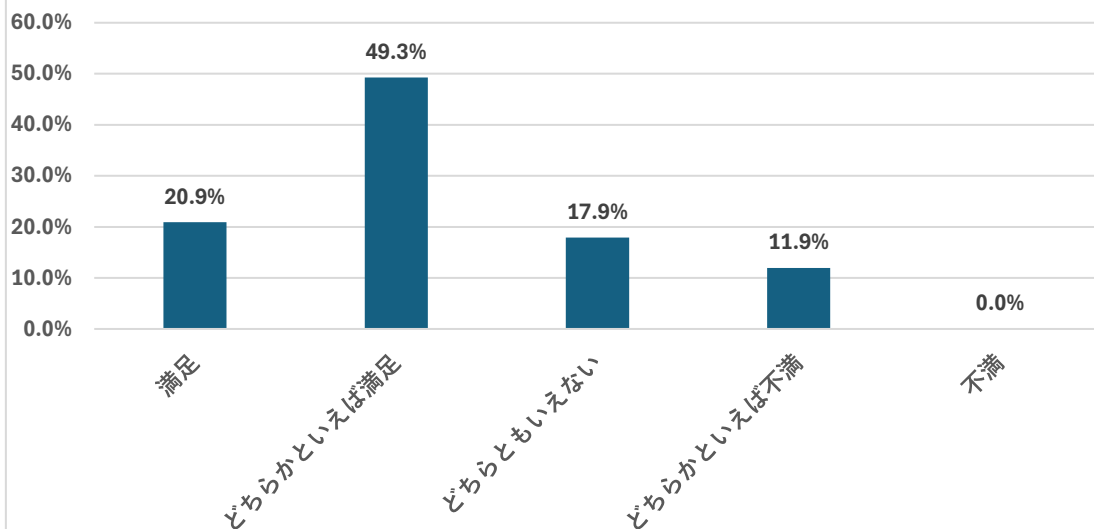
田原本町での現在の暮らしやすさについて

※ 10 歳代

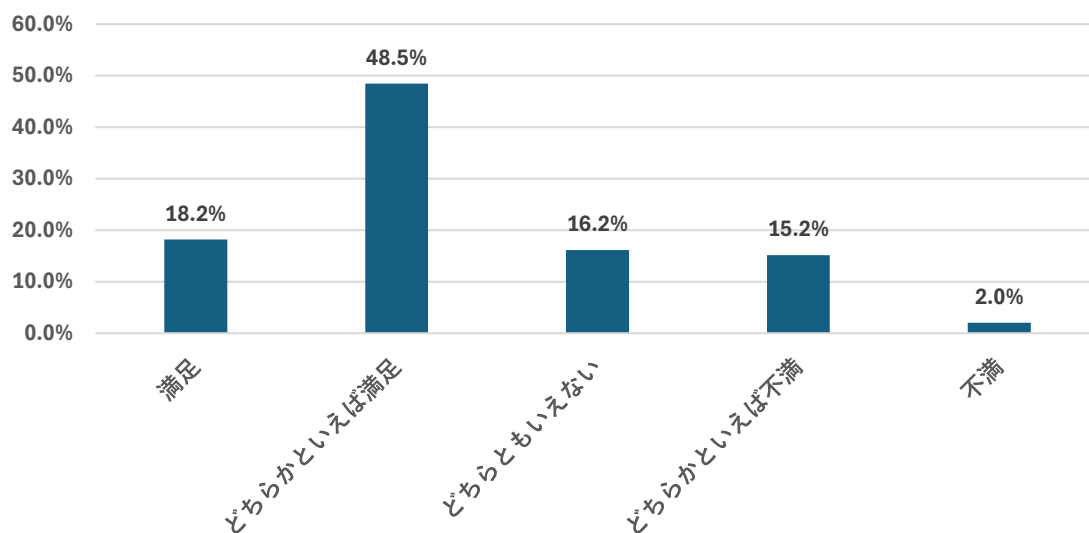


田原本町での現在の暮らしやすさについて

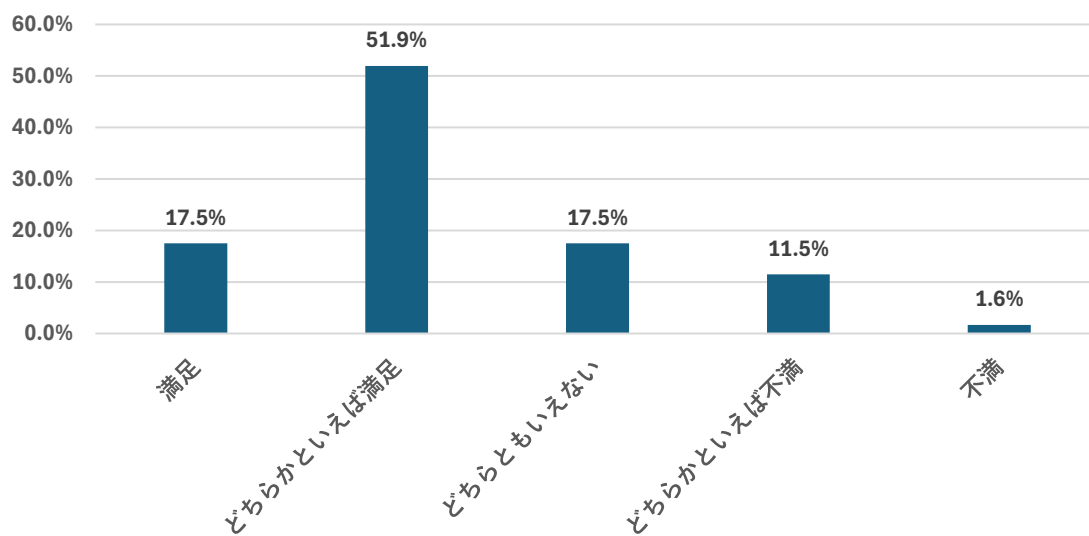
※ 20 歳代



田原本町での現在の暮らしやすさについて
※ 30歳代



田原本町での現在の暮らしやすさについて
※ 18歳未満の子どもを育てている世帯



「田原本町での現在の暮らしやすさをどのように感じているか」について聞いたところ、19歳以下では満足の割合が少し低いですが、その他の年齢では「満足」「どちらかという満足」を両方あわせると60%以上となっています。

「満足」、「どちらかといえば満足」と答えた方で、その理由

田原本町での現在の暮らしやすさ 満足・どちらかといえば満足の理由※3つまで選択 (10歳代)		
まちの雰囲気が好きだから	3	7.7%
教育環境がよいから	1	2.6%
古社寺・史跡・文化財が多いから	3	7.7%
交通の便がよいから（道路、鉄道、公共交通など）	8	20.5%
自然環境がよいから	5	12.8%
住み慣れて愛着があるから	13	33.3%
生活環境がよいから（買い物施設、公共施設など）	3	7.7%
通勤や仕事の関係で便利だから	1	2.6%
福祉環境がよいから	2	5.1%
計	39	100.0%

田原本町での現在の暮らしやすさ 満足・どちらかといえば満足の理由※3つまで選択 (20歳代)		
まちの雰囲気が好きだから	7	6.6%
古社寺・史跡・文化財が多いから	2	1.9%
交通の便がよいから（道路、鉄道、公共交通など）	19	17.9%
子育て環境がよいから	6	5.7%
自然環境がよいから	8	7.5%
自分の家や土地があるから	13	12.3%
住み慣れて愛着があるから	21	19.8%
生活環境がよいから（買い物施設、公共施設など）	20	18.9%
通勤や仕事の関係で便利だから	8	7.5%
福祉環境がよいから	1	0.9%
保健・医療環境がよいから	1	0.9%
計	106	100.0%

田原本町での現在の暮らしやすさ 満足・どちらかといえば満足の理由※3つまで選択 (30歳代)		
まちの雰囲気が好きだから	7	4.1%
古社寺・史跡・文化財が多いから	2	1.2%
交通の便がよいから（道路、鉄道、公共交通など）	29	17.1%
子育て環境がよいから	18	10.6%
自然環境がよいから	10	5.9%
自分の家や土地があるから	19	11.2%
住み慣れて愛着があるから	16	9.4%
商売や事業に有利だから	1	0.6%
生活環境がよいから（買い物施設、公共施設など）	41	24.1%
通勤や仕事の関係で便利だから	19	11.2%
福祉環境がよいから	1	0.6%
保健・医療環境がよいから	7	4.1%
計	170	100.0%

田原本町での現在の暮らしやすさ 満足・どちらかといえば満足の理由※3つまで選択 (18歳未満の子どもを育てている世帯)		
まちの雰囲気が好きだから	16	5.0%
古社寺・史跡・文化財が多いから	4	1.2%
交通の便がよいから（道路、鉄道、公共交通など）	51	15.9%
子育て環境がよいから	35	10.9%
自然環境がよいから	28	8.7%
住み慣れて愛着があるから	71	22.1%
生活環境がよいから（買い物施設、公共施設など）	81	25.2%
通勤や仕事の関係で便利だから	19	5.9%
福祉環境がよいから	1	0.3%
保健・医療環境がよいから	15	4.7%
計	321	100.0%

「田原本町での現在の暮らしやすさをどのように感じているか」について、「満足」、「どちらかといえば満足」と答えた方の理由を聞いたところ、「交通の便がよいから、住み慣れて愛着があるから、生活環境がよいから」の割合が大きく、比較的住みやすい環境であることがうかがえます。

「不満」、「どちらかといえば不満」と答えた方で、その理由

田原本町での現在の暮らしやすさ 不満・どちらかといえば不満の理由※3つまで選択 (0～39歳)		
教育環境がよいから	7	13.0%
交通の便がよいから（道路、鉄道、公共交通など）	10	18.5%
子育て環境がよいから	11	20.4%
自然環境がよいから	1	1.9%
住み慣れて愛着がないから	1	1.9%
商売や事業に不利だから	4	7.4%
生活環境がよいから（買い物施設、公共施設など）	9	16.7%
地域の清掃活動に身体疾患等で参加できない場合にお金を取られる	1	1.9%
通勤や仕事の関係で不便だから	6	11.1%
福祉環境がよいから	2	3.7%
保健・医療環境がよいから	2	3.7%
計	54	100.0%

一方で、少数ではありますが「不満」、「どちらかといえば不満」と答えた方の理由を聞いたところ、「満足」、「どちらかといえば満足」で割合の高かった項目に対して数値が高くなっています。

その他、次のような意見もありました。

その他回答
駅前～東側に掛けて、屋根が崩れてきそうな建物が多く、かなり危険に感じる
下水道が通っていない、工事されていない
家電量販店や24時間営業の店が町内にない
街灯が少なくて危ない
議員数が多い
財政難、無駄使いが多い
自治会の行事が多い
水道水が良くない。
税金(住民税etc.)健康保険が高い。
移住してくる時、注文住宅購入には、補助金が降りなかったことが不満(建売は補助あり、利権ですか?)
駅前周辺の飲み屋駐車場に停めている車が町道にはみ出して停めている 道路占用許可・道路使用許可を町として認めているのか?
子育てに力を入れるのはわかるが、年寄りには優しくない町 しかも、他の市町村に比べて生活クーポンが無い
地域の清掃活動に身体疾患等で参加できない場合にお金を取られる
田原本町は、障がい者福祉に力を入れていない
電子図書がない
無駄が多い(あまり重要と思われない所にお金を使っている)、ゴミもポイ捨てが多いにも関わらず行政として何の対策も講じていない
空家多し。雑林放置、安全を感じられない。一帯が会社及び工業地帯へ変化しトラックの往来多く住居への排ガス国道危険。音への被害、振動。国道は狭い。田畑が工業地帯に侵され風景もなくなった。災害時の不安を感じる。町内での避難場所や備蓄についてなど「会報」に毎回掲載すべき！子供目線の内容に特化しすぎて高齢者のこと災害網を求む。

あなたが日常生活の中で困ったり、不安に思ったりしていることは何ですか。

あなたが日常生活の中で困ったり、不安に思ったりしていることは何ですか※3つまで選択 (10歳代)		
医療・介護・福祉のサービスのこと	2	4.1%
家計や資産形成、住まいのこと	2	4.1%
近所付き合いや地域との関わりのこと	3	6.1%
公共交通や道路など地域の生活環境のこと	7	14.3%
困ったり、不安に思っていることはない	10	20.4%
子育てや子どもの教育・自分の進路のこと	4	8.2%
自分の心の健康や悩みのこと	4	8.2%
自分や家族の身体の健康のこと	7	14.3%
就職や現在の仕事、働き方のこと	4	8.2%
将来のキャリアやスキルアップのこと	5	10.2%
友人との関係性や頼れる人がいないこと	1	2.0%
計	49	100.0%

あなたが日常生活の中で困ったり、不安に思ったりしていることは何ですか※3つまで選択 (20歳代)		
医療・介護・福祉のサービスのこと	8	5.4%
家計や資産形成、住まいのこと	18	12.2%
近所付き合いや地域との関わりのこと	11	7.5%
結婚・夫婦関係・家族関係のこと	7	4.8%
公共交通や道路など地域の生活環境のこと	10	6.8%
困ったり、不安に思っていることはない	8	5.4%
子育てや子どもの教育・自分の進路のこと	12	8.2%
自分の心の健康や悩みのこと	8	5.4%
自分や家族の身体の健康のこと	19	12.9%
就職や現在の仕事、働き方のこと	28	19.0%
将来のキャリアやスキルアップのこと	16	10.9%
友人との関係性や頼れる人がいないこと	2	1.4%
計	147	100.0%

あなたが日常生活の中で困ったり、不安に思ったりしていることは何ですか※3つまで選択 (30歳代)		
医療・介護・福祉のサービスのこと	10	6.4%
家計や資産形成、住まいのこと	34	21.7%
近所付き合いや地域との関わりのこと	12	7.6%
結婚・夫婦関係・家族関係のこと	5	3.2%
公共交通や道路など地域の生活環境のこと	17	10.8%
困ったり、不安に思っていることはない	2	1.3%
子育てや子どもの教育・自分の進路のこと	32	20.4%
自分の心の健康や悩みのこと	10	6.4%
自分や家族の身体の健康のこと	14	8.9%
就職や現在の仕事、働き方のこと	13	8.3%
将来のキャリアやスキルアップのこと	6	3.8%
友人との関係性や頼れる人がいないこと	2	1.3%
計	157	100.0%

あなたが日常生活の中で困ったり、不安に思ったりしていることは何ですか※3つまで選択 (18歳未満のこどもを育てている世帯)		
医療・介護・福祉のサービスのこと	37	8.8%
家計や資産形成、住まいのこと	76	18.1%
近所付き合いや地域との関わりのこと	25	6.0%
結婚・夫婦関係・家族関係のこと	13	3.1%
公共交通や道路など地域の生活環境のこと	19	4.5%
困ったり、不安に思っていることはない	8	1.9%
子育てや子どもの教育・自分の進路のこと	88	21.0%
自分の心の健康や悩みのこと	25	6.0%
自分や家族の身体の健康のこと	81	19.3%
就職や現在の仕事、働き方のこと	37	8.8%
将来のキャリアやスキルアップのこと	9	2.1%
友人との関係性や頼れる人がいないこと	2	0.5%
計	420	100.0%

「あなたが日常生活の中で困ったり、不安に思ったりしていることは何ですか」について聞いたところ、10歳代では困ったり、不安に思っていることはない割合が多いが、20歳代では就職や現在の仕事、働き方のこと、30歳代では家計や資産形成、住まいのこと、18歳未満のこどもを育てている世帯では、子育てやこどもの教育、自分の進路のことについての割合が高くな

っています。

その他、次のような意見もありました。

その他回答
これから起こりうる事象全てを甘んじて受け入れる覚悟です
せつかく環境が良いのに街路灯がほとんど無いに等しい これでは安心安全な町とは言えない
自分の老後の生活費
障害者は暮らしにくい、歩道がない、段差が多い
隣家が崩れる恐れあり
老後の生活
夏暑すぎる
近くに商業施設が無い、一度に買い物できる大型スーパーなどが少なく、車で20～30分走らないと無い ので不便
近隣企業の騒音
自分の将来について
若者や外国人による治安の悪さ
周囲に高齢の方ばかり
水道代が他の地域に比べて高い
税負担の公平性を感じない
土手などのゴミが多過ぎる
年金でどこまで生活できるか
老後

第4次総合計画（平成29年度～令和8年度）の過去10年間の取り組み内容について

政策1 子育て（地域の子ども・子育て支援事業の充実、地域と家族の子育て力強化、すべての子どもの見守りと支援の推進 等）「現在の満足度」

10歳代		
満足	4	12.5%
やや満足	11	34.4%
普通	16	50.0%
あまり満足していない	0	0.0%
満足していない	1	3.1%
未回答		0.0%
計	32	100.0%

20歳代		
満足	4	6.0%
やや満足	21	31.3%
普通	34	50.7%
あまり満足していない	3	4.5%
満足していない	4	6.0%
未回答	1	1.5%
計	67	100.0%

30歳代		
満足	5	5.1%
やや満足	26	26.3%
普通	50	50.5%
あまり満足していない	14	14.1%
満足していない	4	4.0%
計	99	100.0%

18歳未満のこどもを育てている世帯		
満足	12	6.6%
やや満足	62	33.9%
普通	74	40.4%
あまり満足していない	28	15.3%
満足していない	7	3.8%
計	183	100.0%

「第4次総合計画（平成29年度～令和8年度）の過去10年間の取り組み内容について、取組に対する満足度」を聞いたところ、どの年代でも「普通、やや満足」の割合が高く、30歳以上、子育て世代では、「あまり満足していない」の割合も一定数あります。

政策1 子育て（地域の子ども・子育て支援事業の充実、地域と家族の子育て力強化、すべての子どもの見守りと支援の推進 等）今後の【重要度】

10歳代		
重要である	11	34.4%
ある程度重要である	13	40.6%
普通	8	25.0%
あまり重要でない	0	0.0%
重要でない	0	0.0%
計	32	100.0%

20歳代		
重要である	40	59.7%
ある程度重要である	17	25.4%
普通	9	13.4%
あまり重要でない	1	1.5%
重要でない	0	0.0%
計	67	100.0%

30歳代		
重要である	70	70.7%
ある程度重要である	14	14.1%
普通	13	13.1%
あまり重要でない	1	1.0%
重要でない	1	1.0%
計	99	100.0%

18歳未満のこどもを育てている世帯		
重要である	136	74.3%
ある程度重要である	34	18.6%
普通	9	4.9%
あまり重要でない	3	1.6%
重要でない	0	0.0%
未回答	1	0.5%
計	183	100.0%

「第4次総合計画（平成29年度～令和8年度）の過去10年間の取り組み内容について、
今後の重要度」を聞いたところ、どの年代でも「重要である」と考える人の割合が高く、30
歳以上、子育て世代では、7割以上の人が必要であると回答しています。

第3章 こども計画の方向性

1 目指す姿

こども・若者はまちの宝であり、こども・若者が健やかに育つことは、本町の明るい未来につながります。

こども基本法が制定され、国全体で、全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取組が始まっています。本町においても、これまで取り組んできた子育て政策や町の最上位計画である令和9年度から向こう10年間を期間とする「第5次田原本町総合計画（案）」の方針等を踏まえるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えた、総合的な取組を行政、家庭、学校、地域等が一体となって推進していくことが重要になります。このような考え方を踏まえ、本計画において次のように目指す姿を設定します。

2 計画推進の視点

本町では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画」において「すくすく 子どもが育つ たわらもと」の基本理念のもと、「(1) すべての子どもが健やかに育つまちづくり」「(2) すべての親が安心して子育てできるまちづくり」「(3) 地域みんなで子どもを育てるまちづくり」「(4) 社会全体で子育てを支援するまちづくり」の4点を計画推進の視点として位置づけて各種施策を推進しています。

本計画は、『第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画』の成果や取組をしっかりと継承・発展させるものです。妊娠期・乳幼児期からの切れ目ない保健・医療・子育て支援という強固な基盤（土台）の上に、こども・若者の権利の尊重や意見反映といった新たな視点を重ね合わせ、切れ目のない一貫した支援を推進します。また、「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者にかかる各種施策に取り組みます。

視点1 こども・若者の個人としての尊重と権利の保障

こども・若者を権利の主体として認識し、全てのこども・若者が自分らしい幸せを実現できるよう、安心できる環境や多様な体験機会等を確保するとともに、希望する将来の選択に向けて努力し、可能性を広げていけるような支援を進めます。

また、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取組や支援を進めます。

視点2 「子育ての喜び」を実感できる子育て支援体制づくり

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、こどもを生み、育てることに喜び

を見いだせるような支援体制づくりを進めます。

また、地域でこども・若者、子育てへの支援に取り組む団体や企業などのこども・若者に関わる関係者と協力し、共助を支える等、社会全体でこども・若者を応援する気運を醸成することであらゆる分野でこども・若者や子育て当事者が安心できるまちを実現します。

視点3 様々な環境にいるこども・若者を「誰一人取り残さない」ための取組

どのような環境にあっても、田原本町に生まれ育つこども・若者が健やかに成長することができ、自分の可能性を狭めてしまうことがないよう支援します。

経済的な困難や障害の有無、いじめやひきこもり、孤独・孤立などの、様々な状況にあるこども・若者とその家族の声を聴き、必要な支援について取組を進めます。

3 基本目標

本計画において「目指す姿」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運を高めます。

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫して取り組み、自己肯定感や自己有用感を高めながら、自分らしく社会生活を営むことができるよう支援します。

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

こども・若者が自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進します。また、いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会、子ども・若者が意見の表明や社会への参画ができる環境をつくります。また、若い世代が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

基本目標5 子育て・教育にかかる支援

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実に図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、「共働き・共育て」を支援し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標6 困難を抱えるこども・若者等への支援

虐待や貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、誰一人取り残さず個々の現状等に応じたきめ細やかな支援や合理的配慮を行います。また、障害等のあるこども・若者やヤングケアラーを、適切な支援につなげます。

本計画と第3期子ども・子育て支援事業計画の基本目標と本計画基本目標の関連性

第3期子ども・子育て支援事業計画の基本目標	⇒	田原本町こども計画での位置づけ・接続
基本目標1:親子の健康の確保及び増進 (個別相談支援、健康確保、産後ケア等)	⇒	基本目標2(心身の健康づくり) および 基本目標5(子育て・教育にかかる支援) の土台として継承・統合
基本目標2:地域と家庭の子育て力強化 (交流推進、ネットワーク、家庭教育等)	⇒	基本目標1(気運醸成) および 基本目標5(子育て・教育にかかる支援) に接続
基本目標3:健やかな成長を支える環境整備 (子育てに適したまちづくり、見守り・支援)	⇒	基本目標3(安全に暮らせる環境づくり)、 基本目標4(こども・若者が希望を持てる 社会づくり) および 基本目標6(困難を 抱えるこども・若者支援) に直結
基本目標4:教育・保育と子育て支援の充実 (教育・保育の量と質、地域子育て支援事業等)	⇒	基本目標5(子育て・教育にかかる支援) の核として全面的に継承

4 数値目標

国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

毎年、目標の進捗状況を確認し、継続的に施策の点検と見直しを図り、本計画を改定します。

数値目標一覧

	項目	田原本町			国こども大綱
		学年	現状（％）	目標（％）	目標（％）
1	今の自分が好きだと思うことも・若者の割合（自己肯定感の高さ）（＊１）	小５	83.0	90.0	70
		中２	68.2	80.0	
2	どこかに助けてくれる人がいると思うことも・若者の割合（＊２）	小５	93.3	95.0	97
		中２	81.5	90.0	
3	田原本町の取組（とりくみ）において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思っている・若者（わかもの）の割合（＊３）	小５	62.4	80.0	70
		中２	37.0	70.0	
4	自分の将来について明るい希望があると思うことも・若者の割合（＊４）	小５	76.8	80.0	80
		中２	60.9	70.0	
5	日本の将来は明るいと思うことも・若者の割合（＊５）	小５	57.8	70.0	55
		中２	39.7	60.0	
6	わからない問題も、すぐあきらめずいろいろ考えようとする	小５	85.1	90.0	
		中２	66.7	80.0	
7	自分で目標や計画を立てて勉強している	小５	70.2	80.0	
		中２	50.3	70.0	
8	勉強していて新しいことを知ることは楽しい	小５	79.9	90.0	
		中２	53.5	80.0	

※田原本町の目標値は、年齢対象区分それぞれに対する目標値です。

※田原本町の目標値は、本計画の終期である令和１１年度末時点で到達目標です。

※（＊１）から（＊５）は、国の数値目標項目を示しています。

【田原本町の数値目標における出典】

- ・小学５年生…田原本町内の小学５年生へのアンケートの回答結果。
- ・中学２年生…田原本町内の中学２年生へのアンケートの回答結果。

※具体的な調査の実施概要等については４ページ参照

第4章 こども計画の具体的な施策

1. 現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者や子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。
- こども・若者の意見の取り入れについては、当事者である小中学生からも自分たちの意見が尊重されているという実感が乏しく、校則や進路選択、居場所づくりなどの様々な場面において、こども・若者が意見を表明し、大人と対話する機会を求める声が寄せられています。
- 本町においても、あらゆる場面でこども・若者や子育て当事者等の意見を聴く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか な まち田原本」実現の基盤をつくっていくことが重要です。

2. 施策

【妊娠期から就学前までの支援と切れ目ない接続について】

「こどもまんなか社会」の実現とすべてのこどものウェルビーイングの向上には、誕生前から幼児期にかけての健やかな成長と、保護者への手厚い支援が不可欠です。

本町では、『第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画』に掲げる「親子の健康の確保及び増進」「地域と家庭の子育て力強化」「健やかな成長を支える環境整備」「教育・保育と子育て支援の充実」の各取組（妊娠期からの伴走型相談支援、産後ケア事業、多様な保育ニーズへの対応、地域子育て支援拠点や一時預かりの充実など）を強力に推進しており、これらを本計画の重要な柱として位置づけ、学童期・思春期・青年期へと切れ目なくつなげていきます。

【参考：妊娠期から就学前までの継続的な主要取組（第3期子ども・子育て支援事業計画より）】

- **妊娠期・乳幼児期**：伴走型相談支援、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問、産後ケア事業の充実
- **教育・保育環境**：認定こども園・保育所の提供体制確保、待機児童対策、こども誰でも通園制度の導入
- **子育て支援事業**：地域子育て支援拠点（ひろば等）、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターの拡充

施策1. こどもの「居場所・遊び場」づくり

（課題分析）

こども・若者の自己肯定感や社会性を育む上で、家庭や学校以外の安全な居場所の確保は極めて重要である。しかし、アンケート等では放課後や休日に過ごす場所やボール遊びができる空間の不足が挙げられており、健全育成および子育て支援の観点から、公共施設等の機能強化や遊び場環境の整備が求められている。

（実施方針）

学校施設や既存の公共施設等を有効活用し、こども・若者が安全に過ごせる居場所や活動空間の拡充を図る。また、公園等の遊び場については、安全性の確保と近隣環境への配慮を両立させながら、誰もが利用しやすい環境整備を総合的に推進する。

（こどもの意見）

- ・放課後や休日に安心して遊べる場所がほしい
- ・ボール遊びができる公園が少ない/禁止が多い（サッカー、バスケ、ドッジ等）
- ・遊具（ブランコ、滑り台、アスレチック）がほしい/公園を増やしてほしい
- ・室内で遊べる場所、雨の日も運動できる施設がほしい
- ・「東小近くに“ふれせん”のような場所」など、身近な圏域での居場所ニーズ

施策 1-1 放課後・休日の居場所の拡充

主な取組例：学校区単位で、放課後に立ち寄れる「居場所」（見守り付き）を増やす
雨の日も使える室内遊び/運動スペースの確保（公共施設の開放、日程拡大等）

施策 1-2 ボール遊び等ができる公園・広場の整備とルール設計

主な取組例：ボール可の公園/時間帯/ゾーンを明確化（看板・周知）
バスケ（リング/簡易コート）、近隣配慮（防球ネット、時間帯、騒音配慮）で
「使える」と「暮らせる」を両立

施策2. 学びやすい環境（自習・図書・情報）の充実

（課題分析）

自主的な学習や思考力を育むための学習環境の整備は、こども・若者の知的好奇心や自立心を支える上で不可欠である。公共施設や学校における自習スペースの確保や、ICT 環境の適切な活用により、安心して学べる環境を維持・向上させる必要がある。

（実施方針）

こども・若者が落ち着いて学習や読書、情報収集を行えるよう、公共施設や図書館等の既存ストックを活用した自習スペースの充実を図る。あわせて、学校における ICT 環境の適切な活用を推進し、児童生徒の個別最適な学びと学習環境の向上を一体的に図る。

(こどもの意見)

- ・図書館のような静かな場所がほしい
- ・放課後や休日、テスト期間に使える自習スペースがほしい
- ・「軽食も OK」「少人数個室」など、使い方の幅への要望
- ・既存の学習スペース(例:青垣の勉強スペース)の改善(きれいに、広く、集中できる環境)

施策 2-1 自習スペースの整備(放課後/休日/テスト期)

主な取組例: 図書館・公共施設に「中高生も使いやすい自習席」整備
少人数で使える席(4 人程度)や、静音エリアの導入
飲食の可否等、運用ルールをわかりやすく提示

施策 2-2 学校における ICT 環境/学習環境の使いやすさ向上

主な取組例: タブレットの利用制限/学習上必要な範囲の見直し(安全配慮と両立)

施策 3. きれいで気持ちのよいまち(環境美化・マナー)

(課題分析)

良好な生活環境や公共空間の維持は、こども達の郷土愛や規範意識を育む基礎となる。地域の環境美化を通じて、安全で快適なまちづくりを次世代とともに推進する。

(実施方針)

こども・若者が誇りを持てる清潔で美しいまち環境を維持するため、重点エリアにおける清掃活動や美化啓発を強化する。また、単なる行政による対応にとどまらず、こども自身が環境問題や地域美化に関心をもち、主体的に参加できる機会を創出する。

(こどもの意見)

- ・ポイ捨てをなくしてほしい/ごみのない町
- ・川や通学路のごみが不快
- ・犬のふん、雑草の繁茂、道路をきれいにしてほしい
- ・ごみ拾い週間/SDGs など、参加型の美化活動をしたい意見もあり
- ・罰金などルール・マナー強化を求める声も一部あり

施策 3-1 ポイ捨て・犬のふん等の対策強化

主な取組例: 重点エリア(通学路、駅前、川沿い)の清掃強化・啓発
看板、啓発、回収場所の工夫(ごみ箱設置は可否検討)
ルールの周知(罰則強化の要望はあるが、まずは実効性ある段階設計)

施策 3-2 こども参加型の美化・SDGs 活動

主な取組例: 「ごみ拾い週間」「学校・地域合同の清掃」など、参加しやすい仕組み

施策4. 安全・安心（防犯、見守り、いじめ、夜間環境）

（課題分析）

こども・若者が犯罪や事故、いじめなどのリスクから守られ、心身ともに安全に暮らせる環境の確保は最優先の課題である。ハード・ソフト両面から防犯対策や見守り体制の強化を図る。

（実施方針）

こども・若者の生命および心身の安全をあらゆるリスクから守るため、防犯灯や防犯設備等のハード整備を計画的に推進する。同時に、いじめの早期発見・早期対応や、児童虐待防止、非行防止や自立支援、ヤングカラーへの支援等、学校・家庭・地域が一体となった見守りネットワークを強化し、安心していきいきと過ごせる環境を構築する。

（こどもの意見）

- ・不審者対策、犯罪のないまち、子どもが安心して出歩ける環境
- ・下校時や部活帰りの街灯を増やして明るく
- ・いじめをなくしたい/見つけたら止められるまち
- ・夜うるさいので静かなまちに、という意見も一部

施策4-1 通学路・下校時間帯の安全対策（街灯/見守り）

主な取組例：部活帰りを意識した街灯の点検・増設（優先順位付け）
見守り活動、危険箇所の情報共有

施策4-2 いじめ・不安への早期対応と相談の強化

主な取組例：相談窓口の周知、匿名相談、学校-家庭-地域連携
「止められる雰囲気づくり」=学級活動、啓発、ピアサポート等

施策4-3 保育・教育施設の防犯対策の強化

主な取組例：施設の出入り口や通園・通学路などについて、プライバシーに配慮した防犯設備の整備を検討。また、トイレや更衣場所について、外部からの視線を遮る設備など、性被害防止とプライバシー保護のための環境整備の推進。

施策5. 移動のしやすさ（交通安全・公共交通）

（課題分析）

通学路をはじめとする日常の移動空間における交通安全の確保は、こどもの命を守るために不可欠であり、歩行環境や自転車の安全利用に向けた基盤整備を推進する。

（実施方針）

こども・若者が安全かつ円滑に移動できる環境を確保するため、関係機関と連携して危険箇所の総点検や交通安全施設の整備を推進する。また、自転車の安全利用に関する啓発や、公

公共交通の利便性向上に向けた検討を行い、誰もが移動しやすいまちづくりを進める。

（こどもの意見）

- ・危ない場所に横断歩道を設置してほしい
- ・自転車の安全（歩道/車道の幅、通行環境）
- ・放置自転車が邪魔、駅前の通行のしにくさ
- ・バス等の交通利便、JRを通してほしい等の意見（実現難度は高いがニーズは存在）

施策 5-1 交通安全（横断歩道、自転車、道路環境）

主な取組例：危険箇所点検（こども・保護者参加）、横断歩道や注意喚起の検討

自転車の安全な通行環境（幅員、導線、啓発）

駅前等の放置自転車・通行阻害の改善

施策 5-2 公共交通の利便性（バス等）

主な取組例：学校・居場所・公共施設へのアクセス確保

（ダイヤ/路線/運行情報のわかりやすさ）

施策6. 学校生活・地域クラブ等のわかりやすさ向上

（課題分析）

こどもたちが長時間過ごす学校生活や教育・保育環境、地域クラブ活動について、快適性や安全性を確保し、安心して活動に打ち込める環境を整備する。

（実施方針）

こどもたちが質の高い学校生活や多様な活動を送ることができるよう、施設設備の計画的な改善や環境整備に努める。また、教育改革に伴う地域クラブ活動等の移行や各種制度について、児童生徒や保護者に分かりやすい情報提供と丁寧な周知を行い、不安や混乱の解消を図る。

（こどもの意見）

- ・校舎をきれいに、体育館のカーテン等設備改善
- ・部活の時間/体育館利用を増やしてほしい
- ・統合校の名前や、解体前の校舎見学など学校再編に伴う心情・参加
- ・「地域クラブがよくわからない」=制度/運用の情報不足・不透明感

施策 6-1 学校施設等の環境の改善

主な取組例：体育館設備、校舎の快適性、安全性の改善要望の整理と優先順位付け

施策 6-2 地域クラブ活動等の制度周知と運用の透明化

主な取組例：「何が、いつ、どうなる」がわかる資料の整備、説明会、Q&A 更新

施策7. こどもの声が届く仕組み（参画とフィードバック）

（課題分析）

こども基本法の趣旨にのっとり、こども・若者を権利の主体として尊重し、その意見を聴き、施策に反映していくプロセスを制度化することで、まちづくりへの参画意識を高める。

（実施方針）

こども・若者が主体的に社会やまちづくりに参画できるよう、意見を表明しやすい仕組みづくりを推進する。聴取した意見に対しては、その後の対応方針を分かりやすくフィードバック（見える化）することで、こども自身がまちづくりへの参画実感を得られるようにする（こどもの意見）

- ・大人が決めているように見える、子どもが決めた感じがしない
- ・アンケートの後、結果や変化が見えない
- ・学生の声聞いて実現努力を、という要望
- ・コンビニや店、本屋、ショッピングモールがほしい
- ・ゲーセン、カラオケ、プリクラ、スタバ、サイゼ等

施策 7-1 こども・若者の意見反映の制度化

主な取組例：こども会議/ワークショップ、学校区単位の意見箱、オンライン意見受付イベントや施設の企画に「こどもが決める枠」を設定

施策 7-2 「言った後どうなったか」に見える化

主な取組例：アンケート結果の公開、対応方針（できる/難しい/検討中）の整理
年1回の進捗レポート（こども向け版を作る）

※ 施策については追加予定

基本目標と本計画などにおける施策対応状況

基本目標	施策類型	本町計画における 施策対応状況
1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	1 情報提供・啓発活動の推進	施策7
	2 こども・若者の意見反映	
2 こども・若者等の心身の健康づくり	1 妊娠期、出産、乳幼児期の健康支援	子ども子育て 支援計画
	2 こども・若者の体力、健康づくり	
	3 こども・若者等のこころの健康づくり	
3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	1 こども・若者の遊び場や居場所づくり	施策1・3・4・ 5・6
	2 こども・若者が個人として尊重される環境づくり	
	3 学校におけるいじめや不登校に対する取組の推進	
	4 こども・若者の安全確保のための取組の推進	
4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	1 豊かな学びを支える教育の充実	施策2・5・6
	2 未来を担うこども・若者への支援	
	3 若者の就労に向けた支援	
	4 結婚やこどもを持つことへの支援	
5 子育て・教育にかかる支援	1 教育・保育サービスの充実	子ども子育て 支援計画
	2 子育て相談や支援の充実	
	3 仕事等と子育てとの両立支援	
	4 ひとり親家庭等への支援	
6 困難を抱えるこども・若者等への支援	1 虐待の防止、早期発見	子ども子育て 支援計画
	2 ヤングケアラー支援	
	3 障害等のあるこども・若者への支援	
	4 こどもの貧困対策	
	5 包括的な支援体制	

関連事業（予定を含む）

取組	内容	担当課	施策
放課後に立ち寄れる「居場所」(見守り付き)の確保	中高生以降の年代が安心して過ごすことができ、困った時に相談につながる居場所として、17時以降に集まれる田原本駅前こどもはぐくみ・交流センターの場を活用した取組を令和8年度実証的に実施中	健康福祉課	施策1-1
ボール遊びができる公園オープン	令和8年3月にオープンした「ともば！たわらもと」では、公園の中心には広々とした芝生広場を設け、ボール遊びも可能とした。芝生広場の周囲には歩道橋を整備し、大型トランポリン遊具や、誰もが楽しめるインクルーシブ遊具を配置	まちづくり 建設課	施策1-2
田原本町青垣生涯学習センター自習室の解放	田原本町青垣生涯学習センター自習室を実証的に開放中（休館日を除いて、公民館運営に支障がない範囲で運用中）	文化振興課	施策2-1
学校ICT環境の充実	令和7年度に、子どもたちが小中学校で使用するタブレットの更新、通信環境の整備を実施	教育総務課	施策2-2

取組	内容	担当課	施策
学校環境充実のための教員配置	町独自の小学校1年生の30人学級実施。東小学校の複式学級解消に加え、免許外指導を避けるため北中学校への教科担当などの教諭を町費で配置	教育総務課	施策2-2
不法投棄処理事業	不法投棄パトロールの実施 ごみ集積場への不法投棄防止看板の提供 不法投棄監視カメラの設置等の実施	環境管理課	施策3-1
犬のふん等の対策	犬のフンについて、犬と飼い主の散歩マナーなどHPでの周知	住民保健課	施策3-1
ごみ減量化分別推進事業	使用済小型家電製品や有害ごみ、資源ごみなどの再資源化処理委託の実施 粗大ごみ収集中間処理、家庭ごみ収集運搬の業務委託の実施	環境管理課	施策3-2
地球温暖化対策推進事業	省エネの推進や再エネの普及に関する啓発 町の事務事業における脱炭素化の推進	環境管理課	施策3-2
3R推進事業	リサイクルを目的とした各種収集ボックスの設置 学校給食やモデル地区を対象とした生ごみの堆肥化 不用品情報交換サイトの運営やリユース業者との協定締結によるリユースの推進 出前授業の実施等	環境管理課	施策3-2
街灯（防犯灯）の補助	街灯（防犯灯）の補助は、自治会等に対して総務課が補助、自治会等の境界区域については、防災課が設置	防災課	施策4-1
地域の見守り活動（青色パトロール）	地域の見守り活動（青色パトロール）の実施。 危険個所の情報共有は、教育委員会、まちづくり建設課と連携して通学路を重点に注意喚起を促す表示等の実施	防災課	施策4-1
いじめ・不登校への早期対応と相談の強化	町長・教育長・各学校長の連盟による「いじめをみのがさないメッセージ」を発出 校内サポートルームの設置ややすらぎ教室の実施 教育と福祉の連携強化体制	教育総務課 こども未来課	施策4-2
保育・教育施設の防犯対策の強化	施設の出入り口や通園・通学路などについて、プライバシーに配慮した防犯設備（防犯カメラ等）の整備を検討。また、トイレや更衣場所について、外部からの視線を遮る設備など、性被害防止とプライバシー保護のための環境整備の推進	教育総務課 こども未来課	施策4-3
交通安全の啓発活動	交通安全週間において、交通安全協会及び天理警察と連携し駅前周辺で実施、町HP、地域FM等を活用 幼稚園、小学校でも交通安全教室を警察の協力のもと実施	防災課 教育総務課	施策5-1
デマンド交通タワモ	こどもや学生、子育て世代の生活・移動ニーズ（学校、駅、公共施設や居場所へのアクセス等）を踏まえ、より身近で使いやすい運用に向けた見直しや協議の実施 将来を担う世代が自立して移動でき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図る	企画財政課	施策5-2

取組	内容	担当課	施策
まほろば小学校の学校づくりに参画	統合する3小学校（東小学校・北小学校・田原本小学校）の児童に参画してもらい「こんな学校あったらいいな」を形にするワークショップを実施 そこで出たアイデアをまほろば小学校校舎の一部に採用	教育総務課	施策6-1
学校施設快適化	幼稚園や小中学校トイレの乾式トイレ化や洋式便器化を実施 また、各諸室へのエアコン設置を実施	教育総務課	施策6-1
地域クラブ活動等の制度周知、運用の透明化	「何が、いつ、どうなる」がわかる資料の作成、生徒・保護者への説明会を実施 令和8年度から休日の部活動は地域クラブ活動へ移行	教育総務課	施策6-2
住民協議会の開催	「つながりと助け合い推進条例」に基づき、行政と住民が共にまちづくりを考える場として「住民協議会」を開催 現在進めている「第5次田原本町総合計画」の策定プロセスにおいても同協議会を開催し、若者や子育て世代が積極的に参画することで、次世代の声を町の計画に反映させる仕組みを实践	企画財政課	施策7-1
「言った後どうなったか」を見える化	こどもたち（小学校5年生・中学校2年生）を対象に行ったアンケート結果をもとに作る「こども計画」概要版を子どもたちに配布	こども未来課	施策7-2

※ 関連事業の取組については追加予定

第5章 計画の推進体制

1 連携による推進

本計画の前提となる「こども基本法」の基本理念や「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」の実現のために、本計画で掲げた「目指す姿」や視点に係る具体的な施策の推進には、こども・若者の意見を反映させながら、行政はもとより、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていく必要があります。

そのため、本町では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。

(1) 計画推進にあたってのこども・若者の意見の反映

計画書の配布や広報、町ホームページ等での公表を通じ、本計画を広く住民に周知します。また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたってこども・若者の意見が反映されやすい環境を整備します。

(2) 住民及び関係団体等との連携

本計画を推進していくため、こども・若者の支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、こども・若者を含む住民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。

(3) 奈良県や近隣自治体との連携

支援が必要なこども・若者に関する施策など、広域的な対応が望ましいものについて、奈良県や近隣自治体との連携を強化します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、奈良県に対し、施設等の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、是正指導等の協力を要請する等により適切な取組を進めていきます。

2 計画の推進体制

本計画に位置づけた施策を総合的に推進するために、PDCAサイクル（計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法）に基づき、施策ごとの関係各課の取組状況について、毎年度確認するとともに本計画の審議機関である田原本町子ども・子育て会議において評価等を行い、事業をより良いものにしていきます。

本計画では、毎年度基本目標ごとに施策の進捗状況を確認するとともに、計画見直しの際に確認する数値目標（63 ページ参照）を設定します。この数値目標の達成状況や具体的取組の実施状況を定期的に確認していくことで、その結果を取組の改善に活かします。

■計画の進行管理の進め方（PDCAサイクル）



資料編

1. 計画の策定経過

実施時期・実施日	内 容
令和6年3月	■ニーズ調査の実施 『田原本町 子ども・子育て支援に関するアンケート調査』 町内の就学前児童の保護者に対し、子育てに係る状況やニーズについて調査を実施
令和6年3月	■生活状況アンケート 『田原本町 子どもの生活状況アンケート』 町内の小学5年生と中学2年生、その保護者に対し、日ごろの生活状況や経済状況等について調査を実施
令和7年12月14日	■令和7年度田原本町住民協議会（第1回） 住民アンケート（9月実施）住民基本台帳から選ばれた15歳以上の町民のうち参加を希望された方と、田原本中学校・北中学校・磯城野高等学校の有志の方で構成 未来を育むまちづくりとして、町の未来を担う次世代の成長を支えること、子育て世代が安心して暮らせて、こどもたちが夢を持てる環境の整備に向けた協議を実施
令和8年1月9日～ 1月16日	■将来の田原本町とこどもを考えるアンケート 『田原本町の未来づくりに関する意識と生活の調査』 町内の小学5年生と中学2年生に対し、「うれしい」「かなしい」「もっとこうだったらいいな」などについて調査を実施
令和8年1月17日	■令和7年度田原本町住民協議会（第2回） ・10年後のイメージ ・住民が主体的にできる「ワクワクする」アイデア ・行政への期待 について協議
令和8年1月22日	■令和7年度第6回田原本町子育て支援ネットワーク連絡会 田原本町の子育てを取り巻く状況について、町内の支援団体や委員に対し、日ごろの生活状況や経済状況等について調査を実施

実施時期・実施日	内 容
令和8年2月14日	■令和7年度田原本町住民協議会（第3回） ナビゲーターの講話 ・第2回の振り返り ・ギャップを埋める具体的な仕組みづくりについて協議
令和8年2月26日	■令和7年度第1回田原本町子ども・子育て会議 場 所: 田原本町社会福祉協議会2階大会議室 議 事: (1) 第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画進捗状況 (2) 田原本町こども計画について
令和8年10月〇〇日 ～〇月〇〇日	■パブリックコメントの実施 住民の皆様から計画に対するご意見をいただくため、パブリックコメントを実施
令和8年11月〇〇日	■令和8年度第1回田原本町子ども・子育て会議 場 所: 未定 議 事: (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 田原本町こども計画最終案について (3) 町長への答申について

2. 田原本町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 10 日

条例第 18 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、田原本町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 13 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附則(令和4年3月18日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月20日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

田原本町こども計画

令和8年〇月

田原本町 住民福祉部 こども未来課

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

TEL : 0744-32-2901 FAX : 0744-32-2977